

# 黒松内町過疎地域持続的発展市町村計画

令和3年度～令和7年度

北海道 黒松内町



## 目 次

1	基本的な事項	
(1)	黒松内町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	4
(3)	黒松内町の行財政の状況	9
(4)	地域の持続的発展の基本方針	12
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	13
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	14
(7)	計画期間	14
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	14
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	
(1)	現況と問題点	15
(2)	その対策	15
(3)	計画	16
3	産業の振興	
(1)	現況と問題点	17
(2)	その対策	18
(3)	計画	20
(4)	産業振興促進事項	23
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	23
4	地域における情報化	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	24
(3)	計画	24
5	交通施設の整備、交通手段の確保	
(1)	現況と問題点	25
(2)	その対策	25
(3)	計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	27
6	生活環境の整備	
(1)	現況と問題点	28
(2)	その対策	29
(3)	計画	31
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	32

7	子育ての環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1)	現況と問題点	33
(2)	その対策	35
(3)	計画	37
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	40
8	医療の確保	
(1)	現況と問題点	41
(2)	その対策	41
(3)	計画	42
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	42
9	教育の振興	
(1)	現況と問題点	43
(2)	その対策	44
(3)	計画	45
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	48
10	集落の整備	
(1)	現況と問題点	49
(2)	その対策	49
(3)	計画	50
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	50
11	地域文化の振興等	
(1)	現況と問題点	51
(2)	その対策	51
(3)	計画	52
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	52
12	再生可能エネルギーの利用の推進	
(1)	現況と問題点	53
(2)	その対策	53
(3)	計画	53
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	
(1)	現況と問題点	54
(2)	その対策	54
(3)	計画	56
	○事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	57

## 1 基本的な事項

### (1) 黒松内町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

「黒松内(くろまつない)」・・・語源：アイヌ語「クル・マツ・ナイ」和人の女のいる沢

#### ①位置

本町は、北海道南西部、後志管内の南端にあり、札幌市と函館市のほぼ中間点に位置し、北は寿都町を経て日本海を臨み、南は長万部町を経て太平洋を臨んでいますが、町界はいずれもわずかな距離で直接海岸に接していません。

- ・ 面積 = 345.65 km<sup>2</sup>
- ・ 東西 = 29.3 km
- ・ 南北 = 19.7 km
- ・ 日本海～太平洋間 = 28 km

#### ②地勢・気候

##### 1) 地勢

- ・ 高山や平野が少なく、ほとんどが丘陵地を成しています。
- ・ 町の中央部を太平洋側から日本海へ朱太川が貫流し、これを主流とした黒松内川、熱郭川などの中小河川が流れ、その流域に農地が形成されています。
- ・ 市街地は、JR黒松内駅周辺に形成されていますが、管内を通過する幹線道路から外れた地域にあるため、緑地や河川などの良好な自然が比較的多く残されています。

##### 2) 気候

- ・ 春から夏は、南南東の風が内浦湾で発生する濃霧を運び、しばしば低温となります。
- ・ 冬は、北西の風が大量の積雪(2m以上)をもたらします。

#### ③歴史

天保 4年(1833年)：道南の松前から「花岡利右衛門」が定住。

安政 3年(1856年)：黒松内山道[長万部～黒松内～歌棄(日本海側)]完成。交通の要衝となる。

明治 4年(1871年)：黒松内市街地入植、各地に農場開設。黒松内の開基となる。

明治 36年(1903年)：函館～熱郭(現白井川地区)間に鉄道開通。鉄道の要衝として栄える。

昭和 3年(1928年)：室蘭本線開通。鉄道関係者減。農業のまちとして再び歩み始める。

昭和 30年(1955年)：黒松内村、熱郭村、樽岸村中ノ川地区の合併。「三和村」となる。

昭和 34年(1959年)：1月に町制を施行。5月に町名を「黒松内町」に改称。

昭和 30年代以降：乳牛を導入。後に、機械化と経営規模拡大。「後志管内随一の酪農のまち」としての歩みをスタート。

社会福祉法人が進出し、社会福祉施設が充実。「福祉のまち」として知られる。

平成元年(1989年)以降：「ブナ北限の里づくり構想」がスタート。都市と農村の交流を促進する体験型・滞在型のふるさとづくりで交流人口が増加。

※「ブナ北限の里づくり構想」・・・歌オブナ林の危機を救った先人の賢明な選択を継承し、黒松内低地帯という優れた自然環境、そこで営まれる農業や農村風景、地域文化を潜在的資源と位置付け、地域住民が誇りとする農村風景の創造と、都市との交流を促進する体験型・滞在型のふるさとづくりを目指した構想。

## イ 市町村における過疎の状況

本町の人口推移を見てみると、昭和30年(1955年)の旧3村合併時は7,438人を数えていましたが、平成27年(2015年)の国勢調査では2千人台目前の3,082人、令和3年(2021年)3月末の住民基本台帳では2,717人とこの60年余りで急激に減少しました。

主な要因としては、高度経済成長による産業構造の変化や生活水準の向上、農業は大規模化を余儀なくされたことによる小規模農家の離農、国鉄民営化や官公庁出先機関の統廃合、就業場所の不足による若年層の町外流出、出生率の低下などを挙げることができます。

人口の減少率は、高度成長期であった昭和40年代の約24%減と比較し、ここ10年間(平成17年から同27年)では約10.8%の減であるものの、0～14歳の年少人口は約23.2%減、15～64歳の生産人口は約17.5%減ですが、65歳以上の高齢者人口は約6%増、高齢化率は37.3%で全国平均の26.6%を大きく上回り、少子高齢化の進行が顕著に表れています。

これまでの過疎対策事業によって、過疎地域の生活環境も大幅に改善され、また、ブナ北限の里づくりなどの地域活性化施策が一定の成果を挙げています。

今後は、自然減を主要因とした緩やかな減少がやや停滞気味に推移するものと思われますが、過疎化と町民の高齢化は、地域の努力を越えて確実に進行していきます。

前計画の黒松内町過疎地域自立促進市町村計画(平成28年度～令和2年度)では、国主導型から地域主導型・主権形への転換に向け、厳しい財政運営が迫られる一方で、本町がこれまで進めてきた都市と農村との交流を進めるソフト事業の展開を基軸として、生活格差を埋める情報通信基盤整備及び水道・下水等の生活基盤整備、子供の学ぶ環境の整備が重点課題とされたことから、本町としてもこれまでの取組を最大限に生かし、事業の選択と集中の下、事業を実施してきました。

将来にわたって活力を維持し向上させるためには、地域に根ざした特色ある産業の振興と交流機能の更なる強化、そして人口の維持・確保が不可欠です。そのためには自然環境・景観保全をはじめ環境負荷の少ない持続可能な社会形成に向けた取組と併せ、快適で安全便利な生活を送ることができる生活基盤整備が必要です。

また、保健・医療・福祉が充実し安心して生活できる環境への町民の関心は最も高いですが、地域で暮らす一人ひとりが地域の一員として力を合わせていかなければ、将来にわたり持続可能なまちを維持していくことはできません。町民がこれからも役割を持ち活躍しながら生きがいのある生活を送ること、そして、誰もが関わりを持って互いに手を取り合い助け合うことができる「地域共生型社会」の実現を念頭に、住み慣れた地域で「ささやかながらも幸せが感じられる生活」を送り続けていくことが大切です。

今後少子高齢化が進行する中で、人口の減少を最小限に抑えながら、地域の活力を維持していくためには、新たな視点を取り入れながら必要な施策を展開し、戦略的にまちづくりを進めていく必要があります。令和2年度から令和11年度までを計画期間とする「第4次黒松内町総合計画」では、本町が目指す将来の姿を明らかにし、その姿を実現するための方向性を示しました。また、第2期黒松内町総合戦略では、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略(第2期)」で目指す『活力ある地域社会』の実現と『東京圏への一極集中』の是正に向け、本町においても人口減少対策、関係人口や稼ぐ地域の創出・拡大といった新たな視点を取り入れた3つの「戦略プラン(基本目標)」を設定し、地方創生の実現に向けて、多角的に取り組んでいきますので、こういった上位計画との整合性も取りながら、本町が持続的に発展できる施策を展開していく必要があります。

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、都道府県の総合計画等における位置付け等を踏まえた社会経済的発展の方向の概要

本町は農業のまちとして歩んできましたが、第一次産業の就業者割合は1960年代後半には50%を割り、その後も減少はとどまることなく、平成27年（2015年）には14.45%にまで減少しています。

これとは逆に、社会福祉施設就労者や観光サービス就労者などが属する第三次産業は、平成27年（2015年）に73.74%にまで達し、農村部でありながら都市型の産業人口割合となっています。

本町は道央圏域に属し、行政・経済・文化等の大半は道央圏に入っていますが、札幌市と函館市との中間点に位置することから、法務・警察等の機関は道南圏に属するなど道南圏域との関わりも合わせ持ちます。

地域における消費の特性は、社会福祉施設（10施設）による安定的な購買があるものの、一般消費者は車で1時間圏内に在る近隣市町の大型店などへ流れる傾向にあります。

平成元年からブナ北限の里づくりに取り組み、天然記念物歌オブナ林をシンボルとした自然環境と農業の生業による牧歌的風景などの潜在的な地域資源と自然体験学習宿泊施設「歌才自然の家」をはじめとする交流施設の整備、地元農畜産品を活用した食の提供や点在する交流施設を遊歩道で結ぶフットパスなどのソフト事業により、年間約35万人の方々が本町に目的を持って訪れています。また、今後は令和13年（2031年）に開業が予定される北海道新幹線の札幌延伸と平成21年に供用が開始された道央自動車道「黒松内新道」との相乗効果により、交通アクセスが飛躍的に向上することによる交通量の増が期待されます。

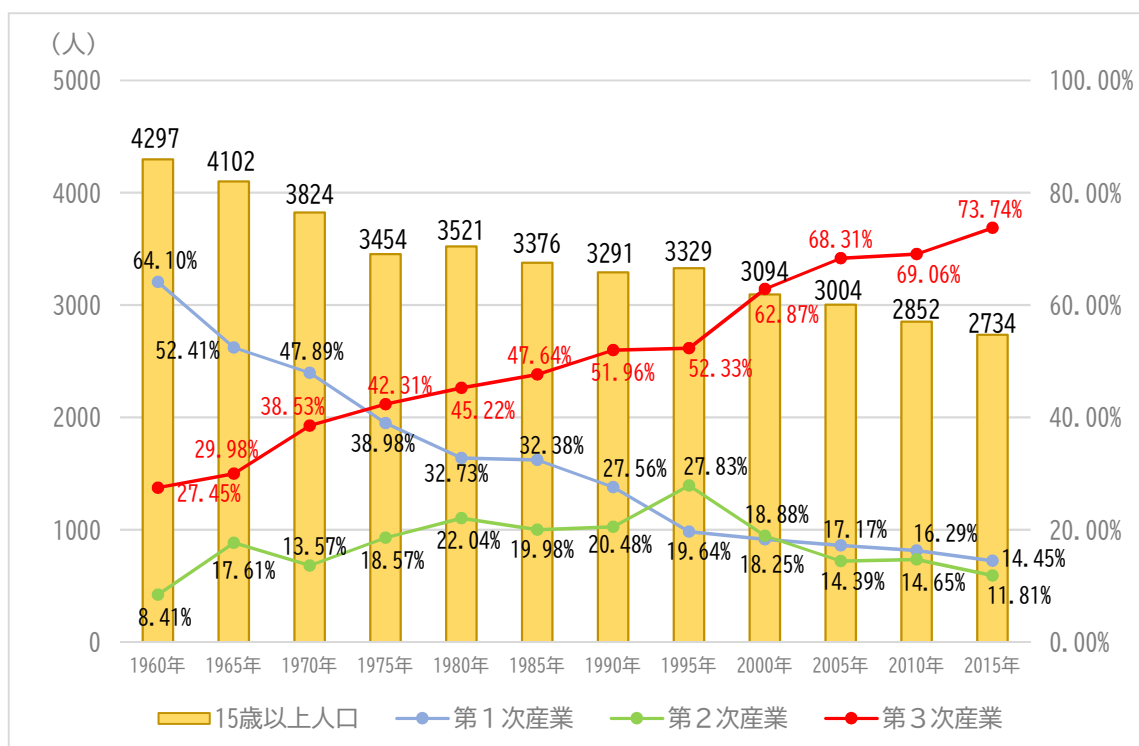


図1 産業別人口の推移  
出典：総務省（国勢調査）

## (2) 人口及び産業の推移と動向

本町の人口は、昭和30年(1955年)の合併当時は7,438人でしたが、25年後の昭和55年(1980年)には4,532人と5,000人を割り、35年後の平成2年(1990年)に至っては4,000人を割り3,927人、平成12年(2000年)には3,608人と合併時の約半数、平成27年(2015年)には2千人台目前の3,082人となり、令和3年(2021年)3月末の住民基本台帳では2,717人にまで落ち込み、本計画最終年となる令和7年(2025年)には2,562人(国立社会保障・人口問題研究所)になると推計されています。

人口の減少率は、昭和40年から昭和50年までは24.1%減、昭和50年から昭和60年までは10.2%減、昭和60年から平成7年までは8.0%減、平成7年から平成17年までは10.8%減、平成17年から平成27年までは10.8%と減少を続けていますが、減少率は鈍化傾向にあります。

人口減少の主な要因は、平成2年(1990年)頃までは高度経済成長による産業構造の変化、農業の大規模化による小規模農家の離農、国鉄民営化や官公庁出先機関の統廃合、就業場所の不足による若年層の町外流出による社会減が主な人口減少の要因でしたが、平成18年(2006年)に創設した移住窓口の取組などにより移住者が増え、一時社会増に転じる時期もありましたが、近年は福祉施設の定員削減などにより再び社会減の状況となっています。また、並行して晩婚化と出生率の低下による自然減の状況ともなり、人口ピラミッド(図)から今後も死亡者数が出生数を上回る自然減の傾向は続くと予測されます。

しかし、世帯数は令和3年(2021年)3月末の住民基本台帳で1,476世帯と、約60年前の昭和35年(1960年)の1,388世帯と比較してもむしろ増加しており、これは核家族化が進行したことを意味し、一人暮らしの高齢者が増えていることも世帯数が増加した主な要因と考えられます。

男女別構成では、令和3年(2021年)3月末現在、男性が48.0%、女性が52.0%となっています。

年齢階層別人口割合は、直近の平成27年(2015年)国勢調査で年少者層(0~14歳)が11.3%、生産者層(15~64歳)が51.4%で、そのうち若年者層(15歳~29歳)は11.6%、高齢者層(65歳以上)が37.3%と、昭和35年からの推移をみると年少者人口及び生産者人口が減少している一方で、高齢者人口は増加していることから、少子高齢化の進行が顕著に表れています。

本町の産業別人口の構成は、平成27年(2015年)国勢調査で第一次産業が14.45%、第二次産業が11.81%、第三次産業が73.74%と、実数では平成22年(2010年)国勢調査と比較し第一次産業と第二次産業が減少し、第三次産業のみ横ばい傾向にあり、福祉施設を含むサービス業が本町の重要な産業となっているのが分かります。

今後も概ねこのような構成状況で推移すると考えられ、農業を中心とする第一次産業は急激な減少はないものの毎年わずかな減少が見込まれます。反面、第三次産業就業者については、大きな増加要因はないものの就業人口の全体数の減少から構成比は微増すると予測されます。しかし、本町の地域資源である魅力的な農村空間を維持・創造するためには、自然環境の保全と合わせ農業の副産物である牧歌的風景を維持しなければなりません。そのため、第一次産業就業者を維持する取組が必要不可欠となります。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

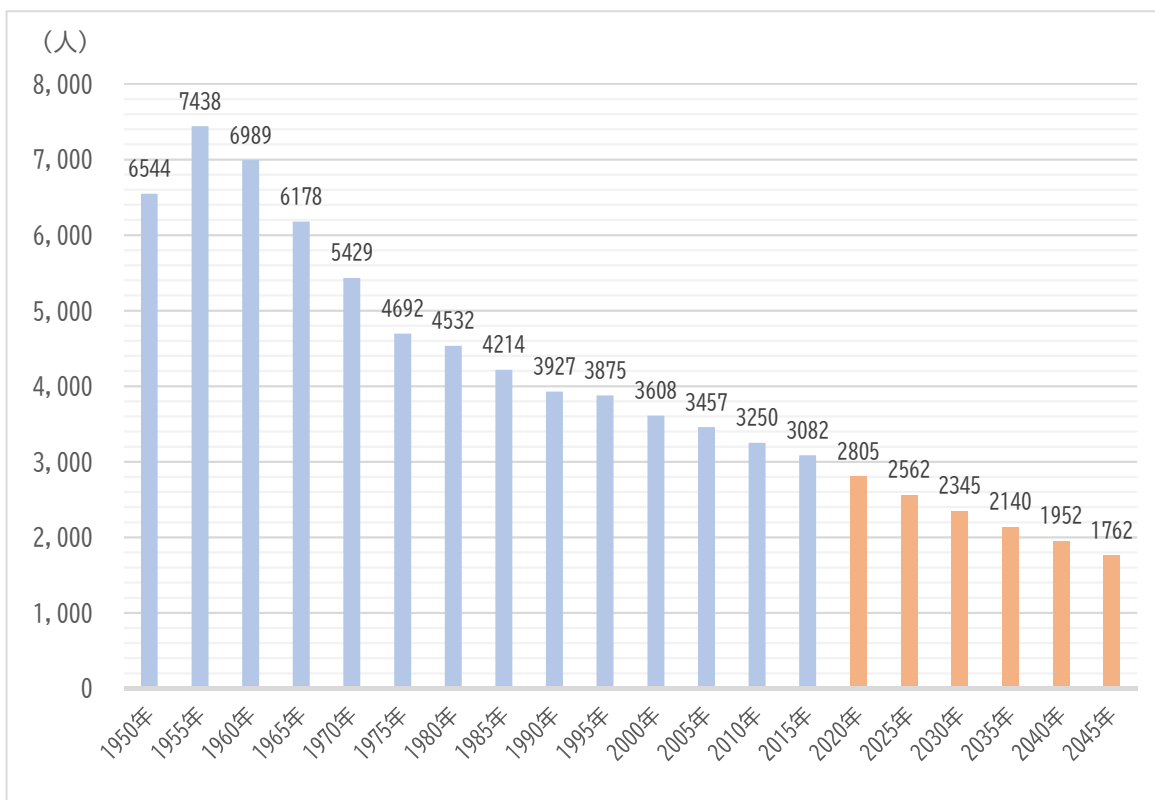
(単位:人、%)

区分	昭和35年 (1960年)		昭和40年 (1965年)		昭和45年 (1970年)		昭和50年 (1975年)		昭和55年 (1980年)		昭和60年 (1985年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	6,989		6,178	△11.6	5,429	△12.1	4,692	△13.6	4,532	△3.4	4,214	△7.0
0歳~14歳	2,692		2,076	△22.9	1,605	△22.7	1,238	△22.9	1,011	△18.3	838	△17.1
15歳~64歳	3,916		3,648	△6.8	3,300	△9.5	2,903	△12.0	2,862	△1.4	2,649	△7.4
うち15歳~29歳(a)	1,567		1,265	△19.3	1,062	△16.0	840	△20.9	829	△1.3	829	0.0
65歳以上(b)	381		454	19.2	524	15.4	551	5.2	659	19.6	727	10.3
(a)/総数 若年者比率	22.4		20.5	-	19.6	-	17.9	-	18.3	-	19.7	-
(b)/総数 高齢者比率	5.5		7.3	-	9.7	-	11.7	-	14.5	-	17.3	-



区 分	平成 2 年 (1990年)		平成 7 年 (1995年)		平成12年 (2000年)		平成17年 (2005年)		平成22年 (2010年)		平成27年 (2015年)	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	3,927	△6.8	3,875	△1.3	3,608	△6.9	3,457	△4.2	3,250	△6.0	3,082	△5.2
0歳～14歳	636	△24.1	546	△14.2	514	△5.9	453	△11.9	398	△12.1	348	△12.6
15歳～64歳	2,486	△6.2	2,418	△2.7	2,070	△14.4	1,918	△7.3	1,699	△11.4	1,583	△6.8
うち15歳 ～29歳(a)	604	△27.1	574	△5.0	535	△6.8	469	△12.3	353	△24.7	359	1.7
65歳以上 (b)	805	10.7	911	13.2	1,024	12.4	1,086	6.1	1,153	6.2	1,151	△0.2
(a)/総数 若年者比率	15.4	—	14.8	—	14.8	—	13.6	—	10.9	—	11.6	—
(b)/総数 高齢者比率	20.5	—	23.5	—	28.4	—	31.4	—	35.5	—	37.3	—

表 1-1 (2) 人口の見通し



出典：総務省（国勢調査：1950～2015年）  
国立社会保障・人口問題研究所（2020～2045年）

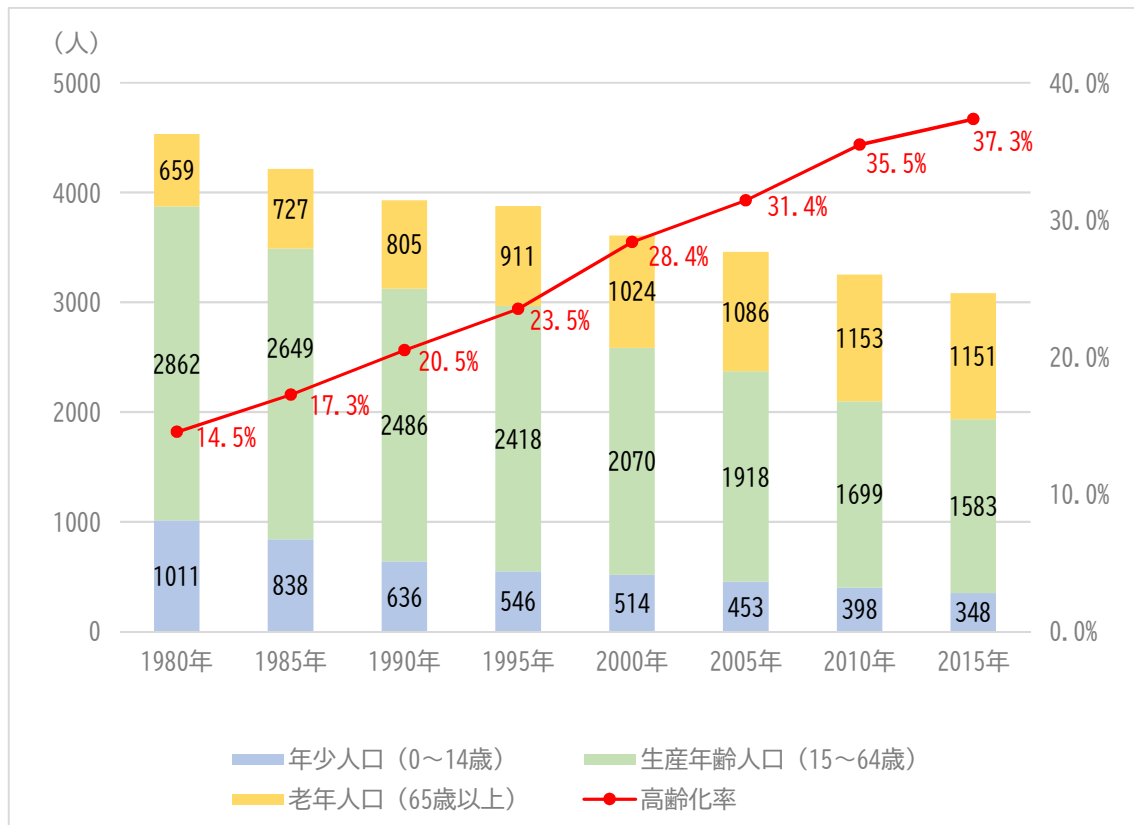


図2 年齢3区分別人口と高齢化率  
出典：総務省（国勢調査）

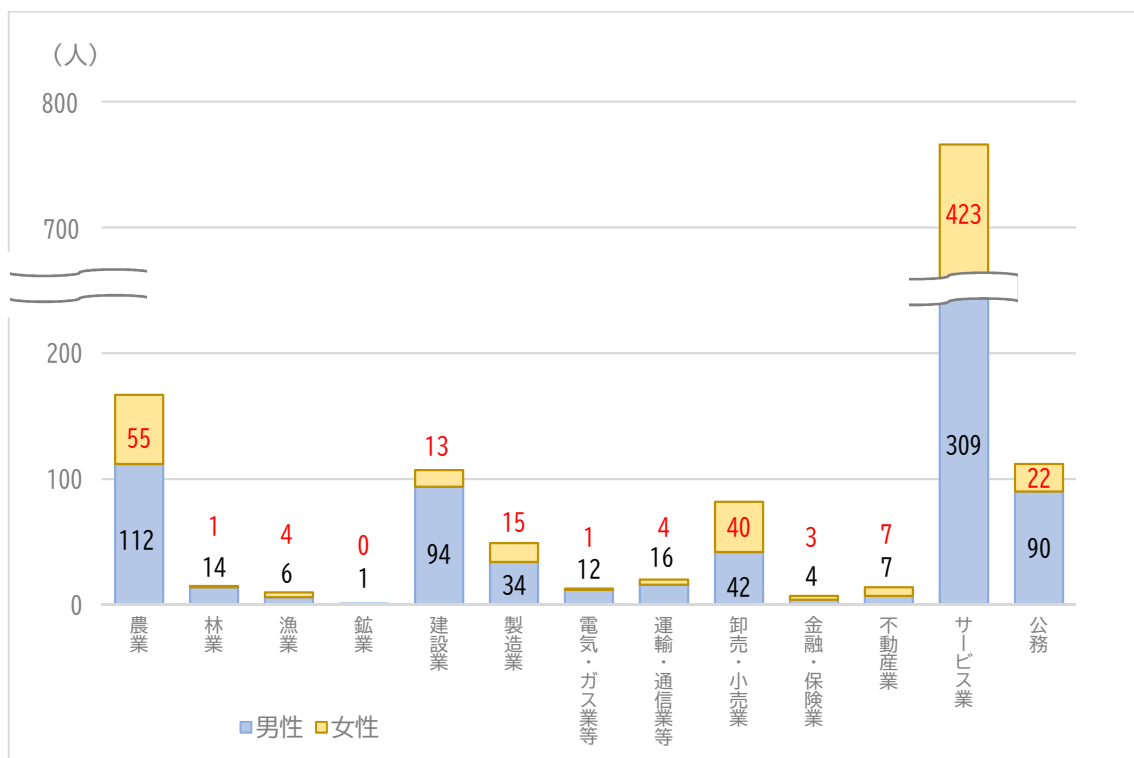


図3 業種別の就業数と男女数（2015年）  
出典：総務省（国勢調査）

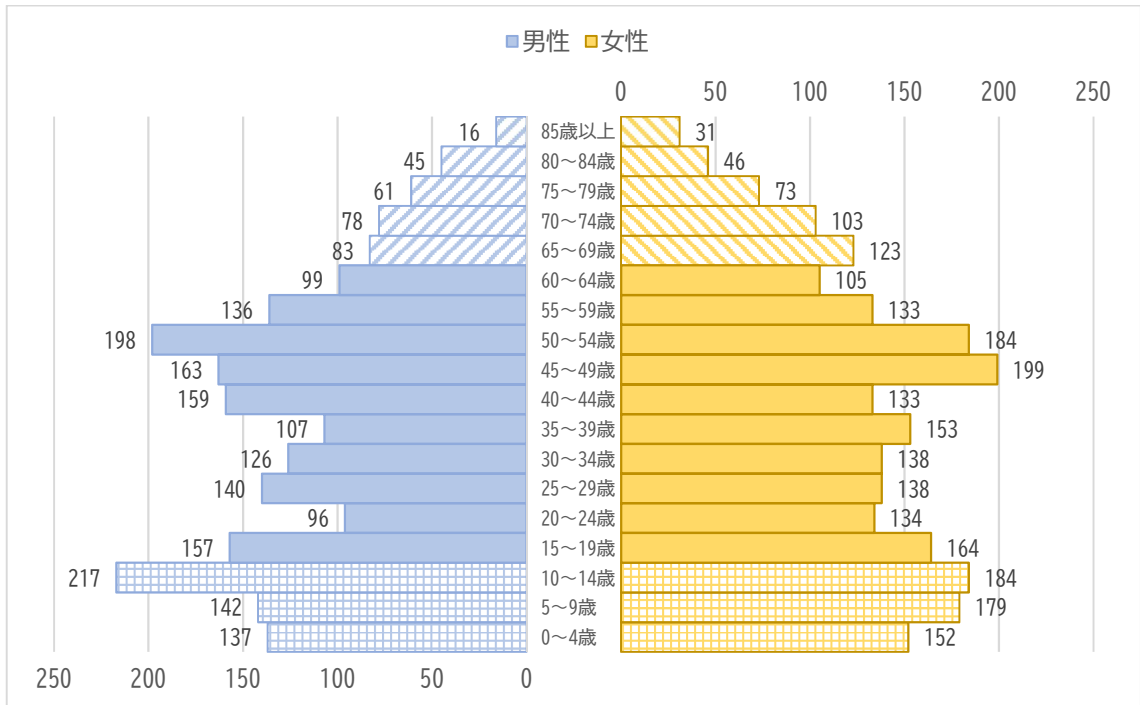


図4 1980年（昭和55年）人口ピラミッド  
出典：総務省（国勢調査）

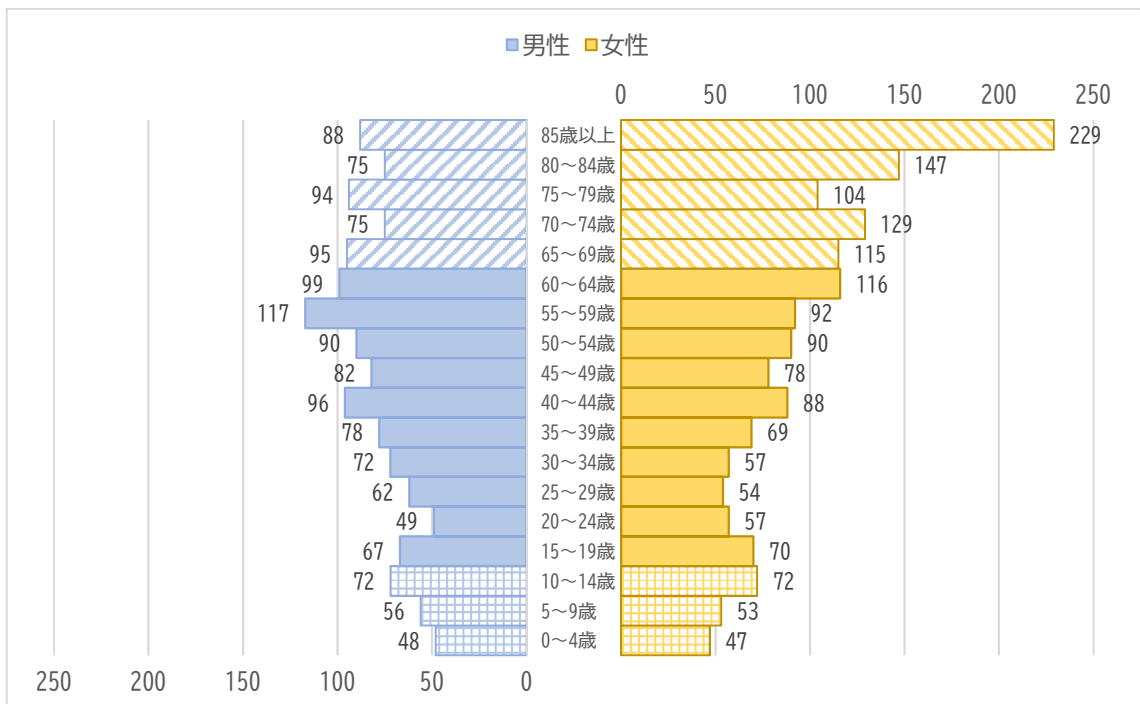


図5 2015年（平成27年）人口ピラミッド  
出典：総務省（国勢調査）

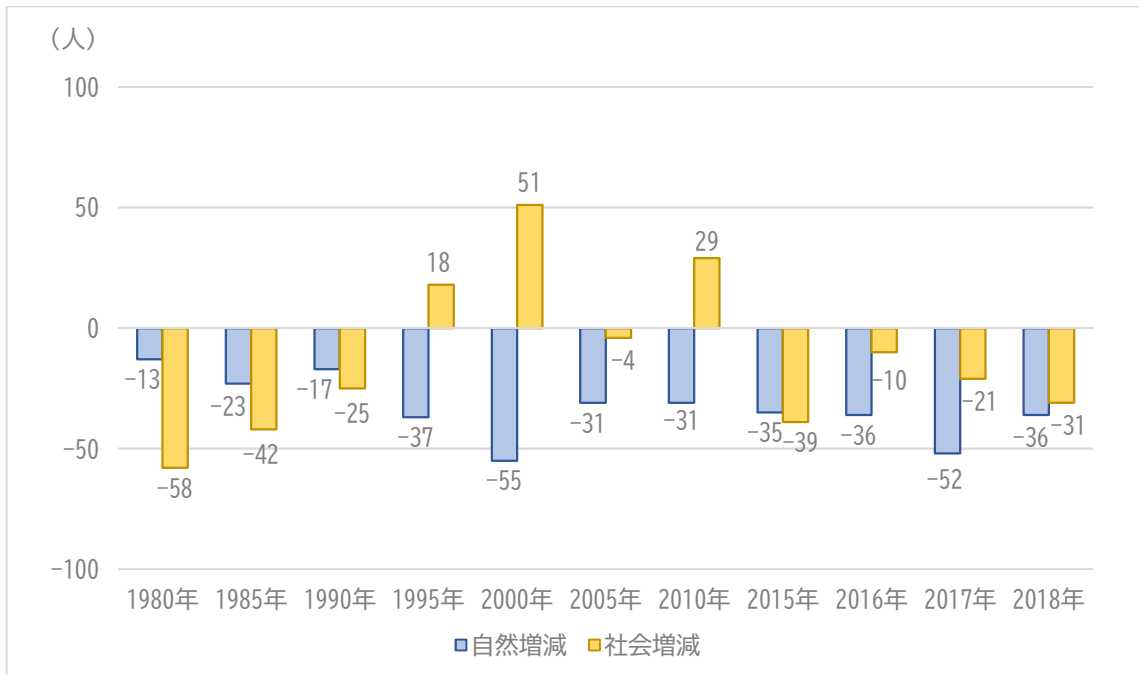


図6 自然増減と社会増減の推移

出典：総務省（住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数に関する調査）

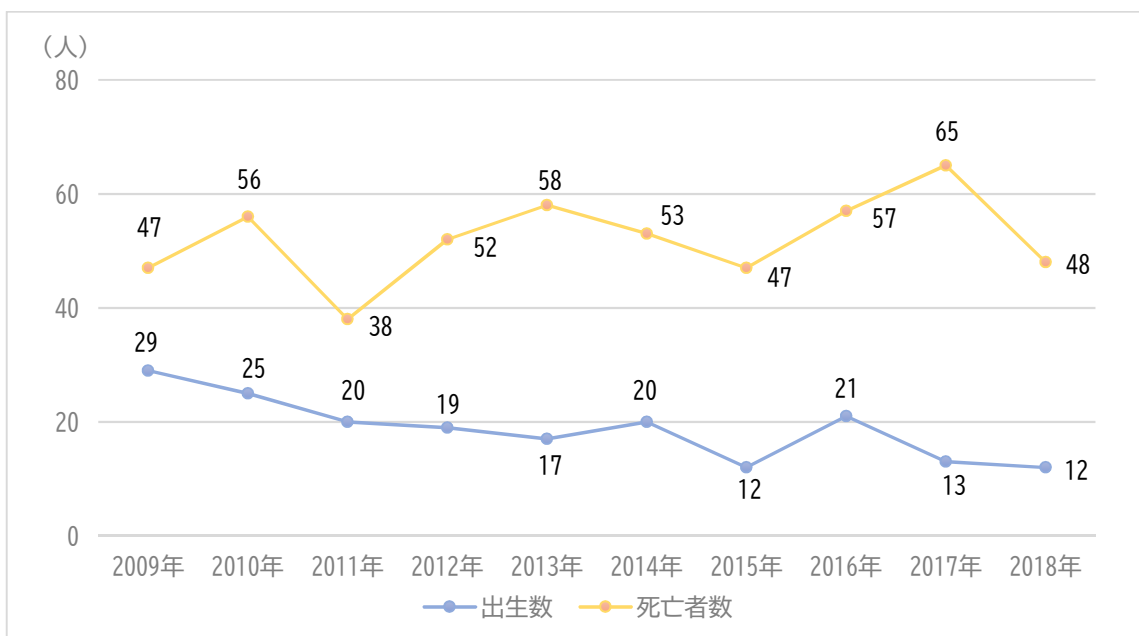


図7 出生数と死亡者数の関係

出典：総務省（住民基本台帳人口移動報告）

### (3) 黒松内町の行財政の状況

#### ① 行政の現況

本町は旧3村が合併し、以来農業を中心とする産業基盤整備、交通網発達のための道路整備、通信格差を解消する通信情報基盤整備、生活環境を向上する排水処理施設整備、高齢者を主とする福祉の増進、教育振興のための教育環境整備などを推進するとともに、地域資源を活かした都市との交流事業を展開してきました。

広域行政は、隣接する町村と2度の合併協議を進めましたが調整がつかず破綻となり、後志管内においても合併協議が整わなかったことから、本町を含む後志管内16町村で行政事務を共同処理する「後志広域連合」を平成19年4月に設立し、税の滞納整理事務、国保・介護保険事務を行うほか、国や道からの権限移譲の受け皿としての機能を果たすことを期待されています。

また、一部事務組合では、し尿処理事務を行う南部後志環境衛生組合、ごみ処理事務を行う南部後志衛生施設組合、消防事務を行う岩内・寿都地方消防組合、教育研修センターの管理運営事務を行う後志教育研究センター組合の4組合を設立し、機関の共同設置では、公平委員会事務を行う後志公平委員会、障害支援区分認定審査事務を行う南後志地区障害程度区分認定審査会を設置しています。

また、地域指定の状況では、町内全域が過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域、山村振興法に定める振興山村、豪雪地帯対策特別措置法に定める特別豪雪地帯に、作開・豊幌の2地区が辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に定める辺地に、町内の一部の地域が農村地域工業導入促進法に定める農村地域、農業振興地域の整備に関する法律に定める農業振興地域に指定され、各種制度が持つ優遇制度等を活用し、ハンディキャップを克服しています。

#### ■事務の共同処理等の状況

##### (1) 特別地方公共団体

組合等の名称	設置年月日	事務所の位置	構成団体	処理する事務の内容
後志広域連合	平成19年4月24日	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道後志合同庁舎内	島牧村、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、赤井川村	町村税及び個人道民税の滞納整理に関する事務 国民健康保険事業に関する事務 介護保険事業に関する事務
北海道後期高齢者医療広域連合	平成19年3月1日	北海道札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	北海道内すべての市町村	後期高齢者医療保険事業に関する事務
南部後志環境衛生組合	昭和43年1月5日	寿都郡黒松内町字黒松内302番地1 黒松内町役場内	島牧村、寿都村、黒松内町、蘭越町	し尿処理に関する事務
南部後志衛生施設組合	昭和48年4月1日	寿都郡寿都町字政泊町政泊57番地1	島牧村、寿都村、黒松内町	ごみ処理に関する事務
岩内・寿都地方消防組合	昭和49年4月1日	岩内郡岩内町字高台8番地1	岩内町、共和町、泊村、神恵内村、寿都町、黒松内町、島牧村	消防に関する事務
後志教育研修センター組合	昭和50年3月15日	虻田郡倶知安町南3条東4丁目	管内全市町村	教育研修センターの管理運営に関する事務

##### (2) その他の機関等

組合等の名称	設置年月日	事務所の位置	構成団体	担当事務
後志公平委員会	昭和41年10月20日	虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志町村会事務局内	管内全町村及び後志教育研修センター組合を除く組合（広域連合含）	公平委員会事務
南後志地区障害支援区分認定審査会	平成21年4月1日	寿都郡黒松内町字黒松内586番地1 黒松内町保健福祉センター内	島牧村、寿都村、黒松内町	障害支援区分認定審査会事務

② 財政の問題点

本町の財政規模は、令和元年度（2019年度）普通会計決算分で、歳入45億823万円、歳出42億9,115万円となっています。これを平成22年度（2010年度）と比較してみると、標準財政規模の伸び率は△10.2%なのに対し、歳入0.4%減、歳出0.4%減になっています。

財政力指数は0.14前後で推移し、これが飛躍的に改善されるとは考えられないことから、財源の大部分を地方交付税に依存する、脆弱な財政基盤であるといえます。

性質別の歳出構造をみると、義務的経費はほぼ同水準、投資的経費については、平成22年度（2010年度）から令和元年度（2019年度）にかけて6億円程度の幅で減っていますが、今後は公共施設の老朽化による改修費用が増加し続ける見込みであり、より慎重な事業の執行と義務的経費の縮減が必要とされています。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額 A	4,527,978	4,229,238	4,508,233
一般財源	2,575,402	2,673,706	2,433,361
国庫支出金	763,273	409,949	281,302
道支出金	145,224	143,047	162,026
地方債	446,500	346,950	367,660
うち過疎対策事業債	166,100	136,100	209,500
その他	597,579	655,586	1,263,884
歳出総額 B	4,307,286	4,037,532	4,291,159
義務的経費	1,366,898	1,435,324	1,465,147
投資的経費	1,121,786	554,682	517,448
うち普通建設事業	1,121,776	553,727	517,443
その他	1,083,822	1,856,322	2,050,508
過疎対策事業費	734,780	191,204	258,056
歳入歳出差引額 C (A-B)	220,692	191,706	217,074
翌年度へ繰越すべき財源 D	19,952	966	0
実質収支 C-D	200,740	190,740	217,074
財政力指数	0.137	0.123	0.145
公債費負担比率	15.2	14.5	13.2
実質公債費比率	9.4	6.6	9.8
起債制限比率	(6.7)	2.9	3.7
経常収支比率	81.8	85.1	83.9
将来負担比率	28.8	14.9	55.3
地方債現在高	4,433,641	5,479,646	6,263,145

### ③ 施設整備水準の現況と動向

本町の施設整備の水準は、旧過疎地域振興計画前は近隣町村と比較しても低水準にありましたが、旧過疎地域振興計画の策定実施により、産業と生活の基盤となる道路交通網の整備、学校建築、体育施設等の整備による教育文化の向上、医療施設の重点的な整備などで町民の利便性の確保と生活水準の向上に一定の成果を上げることができました。

また、これまでの計画では、都市との交流のための受け入れ体制の整備を含む産業の振興、情報通信基盤整備、生活排水処理施設整備、公営住宅建替、教育施設の大規模改修、子供と高齢者を中心とする福祉の増進などに重点をおいた施策を積極的に進めてきたところですが、環境と景観への配慮を前提としながら、農業基盤の充実、教育環境の整備、生活と密接する公共インフラの防災対策、下水道施設の長寿命化などの基盤整備を更に推進していく必要があります。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改良率 ( % )	28.5	48.7	59.6	60.6	60.6
舗装率 ( % )	15.6	42.7	47.6	48.1	47.0
農道延長 ( m )	—	—	—	20,697	20,697
耕地1ha当たり農道延長(m)	12.1	7.2	6.4	7.8	6.1
林道延長 ( m )	—	—	—	28,761	16,407
林野1ha当たり林道延長(m)	2.6	3.1	3.9	1.0	0.6
水道普及率 ( % )	51.7	61.7	74.6	92.6	96.1
水洗化率 ( % )	(11.5)	3.2	61.0	95.0	86.3
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	16.2	19.0	14.9	12.5	7.0

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

本町は、これまでも過疎対策のための特別措置法により各種施策を展開し、道路等交通基盤・公共施設等の整備、水道・下水道等の生活環境を整備し、住民の居住環境は大幅に改善され、住民福祉は一定レベルに向上したものの、依然として若年層を中心とする人口の流出や少子高齢化の急速な進行、基幹産業である農業の低迷、地域社会を支える担い手不足など、なお多くの課題を抱えています。

一方、平成元年から天然記念物「歌オブナ林」をまちづくりのシンボルとして、二級河川朱太川などに代表される豊かな自然環境と農業の生業がもたらす牧歌的風景などの潜在的な資源を活用した都市との交流「ブナ北限の里づくり」を進め、年間約35万人の方々が本町へ訪れるようになり、また、本町の魅力に惹かれ移住する方々も平成17年度(2005年度)から令和2年度(2020年度)で54家族125名と着実に増加しています。

本町がこれまで培ってきた“黒松内らしさ”をより一層充実するため、次のとおり持続的発展のための将来像と基本的な施策を示します。

### ○基本方針1【産業・観光・自然】

『豊かな自然と資源を活かし、稼ぐ産業で幸せをつくる』

本町の基幹産業である農業は、今後は高齢化や担い手不足がさらに深刻化してくることが予想されることから、新たな人材の確保、育成を図るとともに、生産基盤の充実及び経営体制の強化を促進します。

多面的な機能をもつ森林はその機能が発揮されるよう保全を推進するとともに、関係機関との連携により人工林の適切な施業を実施します。

観光面では、黒松内版DMOを中心とした観光による地域づくりを推進し、天然記念物である歌オブナ林をはじめとする自然資源や、これまで培ってきた産業、景観、特産品そして人材など、まちに現在ある様々な資源を活かした「稼ぐ産業」の実現を目指します。

### ○基本方針2【教育・スポーツ・文化】

『本物に触れ、自ら学んで生きる力を育み幸せをつくる』

本町の教育の特色の一つである「本物に触れる」ことを通じて、子供から大人まで本物で学ぶことができる学習環境づくりに努めます。また、家庭・学校・地域が一体となり、将来の担い手である子供たちが新しい時代に対応した生きる力を身につけられるよう、自らの意志で自ら学ぶことができる環境づくりを進めます。

さらに、まちづくりや子供の成長にとって大切である人や自然との触れ合いや、この地でしか得られない楽しみや体験などを重視した社会教育に力を注ぐとともに、スポーツ・文化活動など、町民が楽しむことができる場、活躍できる場づくりを推進し、まちへの愛着と豊かな心を持った人づくりを推進します。

### ○基本方針3【保健・医療・福祉】

『心とからだの健康とお互いの支え合いで幸せをつくる』

心とからだの健康的な生活習慣を身につけ、いくつになっても元気で健やかに生活していくために、地域全体での健康づくりの積極的な取組を進めるとともに、ブナの森診療所を保健・医療・福祉が連携する「地域包括ケア」における医療分野を担う地域医療の拠点として、各種施策に取り組みます。



また、少子高齢化社会が進む中で、安心して子供を産み、健やかに育てることができる環境づくりのため、子育て世帯への経済的な支援の拡充に努めるとともに、妊娠期から子育てのそれぞれの段階において、必要な支援が切れ目なく届く体制づくりを推進します。

さらに、高齢者や障がい者が意欲や能力を發揮し自立して生活できる環境の整備など、人口減少、高齢化に対応した環境づくりを推進し、「支え手」「受け手」という関係を超え、一人ひとりが役割を持ってお互いに支え合う仕組みづくりを推進します。

#### ○基本方針4【生活基盤・生活安全】

『災害に強く、安全安心な生活環境で幸せをつくる』

近年増加している自然災害への対応力を強化するため、町民への啓発活動を今後も継続・推進するほか、地域における防災力向上に向けた取組を通じて、災害に強いまちづくりを推進します。

また、今後予想される公共交通機関の変化に対応し、住民ニーズを踏まえた上で地域公共交通の見直しを推進するとともに、人口減少社会に対応したまちづくりを推進します。

普段の生活で欠かすことのできない上下水道や道路などの生活インフラに関しては、これからも計画的な維持管理を推進し、すべての人が心地よく、安心して生活できる環境を整備していきます。

#### ○基本方針5【自治】

『一人ひとりが主役となり、想いをつなげて幸せをつくる』

人と人が触れ合う機会や、まちづくりへの参画機会を充実するとともに、まちにいる一人ひとりがそれぞれの立場で主役となり、町民、事業者、地域そして行政が持つ「まちへの想い」をつなげることで、黒松内らしいまちづくりを進めます。

また、効果的・効率的な行政運営に向け、適正な人員配置と行政機構の見直し、研修等を通じた職員の能力と資質の向上を推進し、住民ニーズに対応できる体制づくりを推進します。

財政運営では、自主財源の確保に努めるとともに、中長期的な視点に立った持続可能なまちづくりを推進します。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

表2 将来人口の推計値（単位：人）

区 分		令和2年 2020年	令和7年 2025年	令和12年 2030年	令和17年 2035年	令和22年 2040年	令和27年 2045年
(目標値) 町独自推計	総人口	2,799	2,611	2,447	2,301	2,175	2,048
	合計特殊 出生率	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40	1.40
(参考) 社人研	総人口	2,805	2,562	2,345	2,140	1,952	1,762
	合計特殊 出生率	1.50	1.49	1.51	1.50	1.50	1.50

出典：黒松内町人口ビジョン

その他、2から13の項目の「(2)その対策」に分野別の目標を設定します。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況の評価は、計画期間満了後の令和8年度に議会への報告により行います。

## (7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年とします。

計 画	年					次					
	28	29	30	元	2	3	4	5	6	7	
第3次総合計画 【平成21年度策定】 [平成22～令和元年度]	→										
第4次総合計画 【令和元年度策定】 [令和2～11年度]					←						
前 計 画 新過疎地域自立促進計画 【平成27年度策定】 [平成28～令和2年度]	←→										
本 計 画 過疎地域持続的発展計画 【令和3年度策定】 [令和3～7年度]					←→						

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

黒松内町人口ビジョンでは、令和22年（2040年）には約2,000人の人口規模になると見込む中で、地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置等の検討を行っていきます。

新規の公共施設等は財政状況を踏まえ、供給量の適正化を図り、既存施設については、老朽化の状況や利用実態及び今後の需要見通しを踏まえ、今後とも保持していく必要があると認められた施設については、長寿命化を柱に、建替、複合化、広域化、民間等への譲渡のいずれかを選択し、建て替える場合には、まず減築や他の施設との複合化を検討します。

建築基準法改正前昭和56年（1981年）以前に建てられたもの、また、木造の耐用年数を40年、非木造の非耐用年数を50年と設定した場合に、公共施設等総合管理計画最終年次である令和7年（2025年）時に耐用年数を超える施設を優先的に検討します。

なお、本計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものとしします。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ①移住・定住

平成31年（2019年）3月末日現在、本町には公営住宅及び町営住宅が合計で278戸あります。これらの公営住宅等は「黒松内町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的な建替と維持管理をしています。

一部の町営住宅には現在の居住水準を確保できていない住宅があることから、早急な改善整備が必要です。

町営住宅では所得に応じて家賃が決まるため、家賃が高額になって退去せざるを得ない状況になる方、そもそも高額所得者は入居することができないことなどから、世帯向けの民間賃貸住宅の普及が課題となっています。

また、本町には民間事業者により高齢者向け優良賃貸住宅（勤医協ふきのとう）が整備されており、町が家賃減額補助を行っています。

今後増加していくことが予想される空き家や空き地に関しては、空き家のリフォームや廃屋の撤去による土地の有効活用などの取組を進めていく必要があるため、平成30年（2018年）に「黒松内町空き家等対策計画」を策定しました。

市街地で空き家が発生しても、家屋と土地の所有者が異なり、住み替えが進まず、空き家が放置されるような事案も発生しています。

今後も進展する人口減少を踏まえた上で、公営住宅等の適正戸数を検討する必要があることや、市街地区における住宅需要への対応が課題となっています。

#### ②人材育成

本町では、黒松内町みんなで歩むまちづくり基本条例を平成22年（2010年）に制定し、人と自然が調和した質の高い環境のもと、誰もが健康で安心して暮らすことができるまちを、みんなで歩むまちづくりにより実現することを目指しています。

今後は、人口減少に伴う担い手不足やまちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、町民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

人口減少や価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化していると言われてしています。地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域・団体・町がともに考え、取り組んでいくことが必要です。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に即した活動が求められています。

本町では、地域づくりの基礎は人であり、地域のリーダーづくりが必要との考えから、社会教育の視点をを用いて人づくり研修を実施しているほか、黒松内町地域づくり振興協議会を生涯学習センター内に設置し、各地区の生涯学習館等を拠点とした地域の元気づくり事業を推進しています。

### (2) その対策

#### ①移住・定住

ア 黒松内町での生活の支援制度や空き家・空き地の情報提供など、黒松内で生活しやすい環境を整備します。

イ 未利用町有地を宅地として販売し、定住へとつなげます。

ウ 公営住宅以外の受皿として、世帯向け賃貸住宅の整備を促進するため、民間企業に対して建設費の一部を助成します。

エ 市街地外で暮らす高齢者等がまちなかで安心して居住できる環境を整備するとともに、発生する空き家や土地を活用する、黒松内型のまちなか居住について検討し、取り組みます。

オ 町内で働く若者や外国人労働者などのための共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）や職員住宅などの整備を支援します。

カ 今後人口減少に伴い町営住宅の需要も減少すると想定されるため、障がい者向けのグループホームとしての利用など新たな活用策を検討します。

キ 誰もが現代の暮らしに対応した良好な住環境を享受できるように、住生活基本計画に基づき、老朽化した公営住宅の建替や改善、空き家の有効活用をはじめ、北方型住宅などの良質な住宅の建設促進など、総合的な住宅対策を促進します。

## ②人材育成

ア 町民がまちづくりに主体的に取り組む機会をより広く周知し、施策に反映させるよう努めます。

イ 各地域にある地域づくり振興部会や地域づくり支援員の取組により、学びのきっかけづくりとして身近で目的を共有しやすいテーマを設定し、地域の魅力や地域コミュニティを醸成します。

ウ 町民の自主的な活動を支援し、町民一人ひとりが生涯に渡り充実した生活を送ることができるように努めます。

目 標		単位	基準値	
			平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	個人住宅の新築件数	件	—	10
2	住民と行政との協働に関する町民満足度	%	29.6	29.6以上
3	各地区地域づくり振興協議会活動	回	43	40

## (3) 計画

### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人材 育成	(1)移住・定住	総合移住・定住対策事業 定住用宅地整備、若者定住促進生活応援 助成・奨学金返還助成、U I J ター ン移住支援事業	町	
		定住促進事業 自家住宅建築奨励事業、自家住宅取得 奨励事業、自家住宅リフォーム奨励事 業	町	
	(3)人材育成	地域づくり活動事業 地域づくり支援員配置、地域づくり振 興協議会、地域おこし協力隊配置、地 域活性化推進事業	町	
	(5)その他	社会福祉管理事業 外国人介護福祉士人材育成支援	町	

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ①農業

本町の農業は、酪農、肉用牛生産、種子馬鈴しょを核に、豆類と小麦の輪作による畑作、もち米生産を中心に営まれています。これまで、農産物の品質向上や安定生産、環境への配慮、施肥の適正化、地力の維持増進等のため、土壌分析を実施し、その結果に基づく施肥管理などを行うことにより、活力ある土づくりや農地の改良を進めてきました。

酪農・畜産経営安定化対策事業は、乳用牛・肉用牛の増頭・更新、粗飼料作付面積の拡大、町営牧場の利用促進や衛生管理、堆肥センターの利用推進などにより、酪農・畜産農家の経営安定化を図っています。

また、平成26年（2014年）に新規就農者支援条例を改正し、研修時から就農時、就農初期の支援を拡大するとともに、受入指導農家の負担軽減など支援対策を強化してきましたが、農業従事者の減少や高齢化、後継者不足といった問題が深刻化してきています。

そのため、関係機関・団体との連携を一層強化し、農業生産基盤の充実や経営安定化を進めながら、農業後継者の確保・育成、新規就農支援の強化、さらに農地所有適格法人の設立推進など、地域の中心となる意欲ある担い手の育成を集中的・重点的に進め、持続可能な経営体制の整備を進める必要があります。

平成16年（2004年）に稼働した堆肥センターは、経年劣化による腐食、風雪害による施設修繕、維持管理経費などの費用負担が懸念されており、堆肥の品質の安定化、製造コストの低減を図るため、施設の抜本的な改修に取り掛かります。

##### ②林業

農林業センサスによると、平成27年（2015年）の本町の林野面積は27,280haで、本町の総面積の78.9%を占める森林に恵まれた地域です。国の天然記念物である歌オブナ林をはじめ、北海道遺産「北限のブナ林」など学術的にも貴重な天然林資源があり、適切な森林資源の保全を推進することが必要です。

森林には土砂災害等を防止する国土保全機能、渇水や洪水を緩和しながら良質な水を育む水源涵養機能など多くの機能があり、その森林機能が発揮されるよう適切な森林管理を進めていくことが求められます。

しかし、小規模面積による所有者の経営意欲の低下や所有者不明森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっており、新たに創設された森林環境税、森林環境贈与税を活用した森林管理をどのように進めていくか検討する必要があります。

##### ③商工業

商店街のにぎわいづくりの実現に向け、魅力ある店づくりや商品づくりを支援するため「黒松内町のにぎわいづくり条例」を平成19年（2007年）に制定し、三種の神器整備事業、店のしつらい魅力向上事業など、商工会などとの連携のもと、魅力ある商業環境づくりを進めてきました。

しかし、近年は、定住人口の減少や量販店が所在する近隣市町への消費流出に加え、インターネットやスマートフォンの普及による通販サイトの利用拡大など、販売形態の多様化による地元消費の減退など、商工業を取り巻く経営環境は依然厳しい状況にあります。

中小企業を取り巻く環境がさらに厳しさを増す中、そのほとんどが小規模事業所で構成される本町の商工業は高齢化や後継者不足など停滞傾向にあるため、既存企業の維持・充実や内発的な産業開発に向けた取組が求められています。

##### ④観光

本町はこれまで、歌オブナ林を代表とする多様な自然環境をまちの象徴として位置付け、都市と農村の交流をまちづくりの基本理念とした「ブナ北限の里づくり構想」を推進し、道の駅や宿泊施設、温泉、特産物手づくり加工センターなどの交流施設を整備してきました。

また、豊かで優れた自然と文化を体験できるメニューとして、フットパス、ブナ林ウォーク、

登山、釣りなどがあり、こだわりの素材で手作りしたハム、ベーコン、チーズ、アイスクリームなどの特産品が人気を博しています。

道の駅では特産物のチーズやソーセージを豊富に用いたピザやパンが提供されており、地元住民のみならず購入目的で遠方から多くの方々が訪れています。

さらに、日本全国の町村とともに、農山漁村の景観や文化を守りつつ地域の自立を促す「日本で最も美しい村」連合の活動に取り組み、ブナ林や農村風景といった地域資源を町外に広く発信してきました。

このように、魅力ある農村景観づくりを通じて、都市部からの交流人口の創出による観光振興を行ってきましたが、近年の観光入込客数はおおむね年間30万人程度で推移し、宿泊客延数も横ばいのため、既存の地域資源を活用した新たな体験メニューやピザやパンに続く、本町オリジナルのここでしか味わえない特産品の新規メニュー開発といった地域資源のさらなる掘り起こしが求められています。

## (2) その対策

### ①農業

ア 生産効率が良く質の高い農業の定着のため、土壌分析や生産履歴に基づく適正な施肥管理等による土づくりを推進するとともに、草改良や排水・土壌改良などの基盤整備を支援します。

イ 種子馬鈴しょの安定した生産と病虫害発生防止のため、小麦や豆類などを交えた輪作体系を確立、また、優良なほ場を確保及び管理し、生産基盤体制の整備に努めます。

ウ 良質乳の増量、肉用牛の肥育や素牛育成技術を向上し、安定した経営を営むため良質な自給飼料の生産拡大や飼養管理の合理化、また、農場の衛生管理及び家畜伝染病の発生予防等防疫体制を確立します。

エ 自然への負荷を軽減し環境にやさしい農業を展開するため、堆肥センターで製造される良質な完熟堆肥を活用した地域資源循環型農業を推進します。

オ 本町農業の維持・向上のため、生産者・経営者としての意識を持ち、経営改善に意欲的に取り組む優れた担い手の確保・育成に努めるとともに、新規就農者の誘致に積極的に取り組みます。

カ 本町に合った農業・農村の持続的な発展のため、小規模でも営農できる環境を整備するとともに、農業機械の共有・共同作業の導入や効率的かつ安定的な経営体として農地所有適格法人の設立など、多様な農業経営形態の導入を検討します。

#### (過疎地域持続的発展特別事業)

- ・農業振興管理事業～本町の基幹作物馬鈴しょの安定した生産確保のため、馬鈴しょの成長を妨げるジャガイモシストセンチュウの防疫を徹底するため、必要な経費を補助します。
- ・ビーフ天国事業～黒松内牛を含めた町内産品はもとより、各種加工品などの地場産品を広くPRし、販売を促進するため、必要な経費を補助します。
- ・有機農業推進対策事業～近年の飼料価格高騰や後継者不足など畜産農家を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、やむを得ず離農する農家も多く、それが集落の維持にも大きな影響を及ぼしているため、畜産農家で構成する利用組合等へ補助することで町内畜産農家の経営の安定化を目指します。
- ・畜産農家振興対策補助事業～畜産農家では家畜を扱うことから定期的な休暇が取得ができず、心身の疲労をもたらし、後継者不足の大きな要因となっているため、畜産農家で構成する酪農ヘルパー利用組合へ補助することで町内畜産農家の経営の安定化を目指します。

### ②林業

森林資源の現況、自然・社会条件を勘案しながら、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるよう森林環境譲与税を有効的に活用し、適正な森林施業を誘導します。

### ③商工業

- ア 町内既存店舗の改装や新規開業、起業（ローカルベンチャー）に対して経済的に支援します。
- イ 商店街の空き地・空き家情報を積極的に収集・発信し、有効活用します。
- ウ 黒松内の豊かな自然環境の中で働ける、新しい店舗や事務所、サテライトオフィスなどを誘致します。

（過疎地域持続的発展特別事業）

- ・商工会運営補助事業～町外へ流出している購買層を呼び戻し、町民及び来訪者の購買意欲を喚起して商店街を活性化するために、黒松内町商工会や黒松内町商店街協同組合が実施する事業に対して補助します。

### ④観光

- ア 株式会社ブナの里振興公社、一般社団法人黒松内町観光協会等の観光サービス事業者をはじめ、町内の農業者や商店と連携し、本町の自然を活かした魅力ある体験・滞在型の交流観光を推進します。また、今後も増加が見込まれるインバウンド（訪日外国人旅行）の受入体制も強化します。
- イ ホームページやパンフレットの作成、SNSなど、あらゆる媒体を積極的に活用し、観光事業者や町民、町外の黒松内ファンと連携して黒松内の魅力を発信します。
- ウ 北海道新幹線札幌延伸を見据え、長万部町及び豊浦町と締結した3町連携会議「はしっこ同盟」の取組を推進します。
- エ 指定管理者制度を有効活用し、公営施設であるメリットを最大限に活かしながら、適切に交流施設を管理運営し、経営を安定させます。
- オ 黒松内産の素材に付加価値を付けた新しい特産品の開発や販売を支援します。
- カ 特産品としての活用に必要な食用アユの確保については、釣り人からの買い取りや専属職員の配置など、朱太川漁業協同組合とも連携し、新たな事業に取り組みます。

（過疎地域持続的発展特別事業）

- ・日本で最も美しい村づくり事業～まちのイメージアップにつなげ、都市との交流を一層推進するために、構成町村と連携し、「日本で最も美しい村連合」のブランドを広く発信します。
- ・観光協会運営補助事業～本町の観光を対外的にPRするために、一般社団法人黒松内町観光協会の運営に関し、必要経費の不足分を補助します。

目 標		単位	基準値	目標値
			平成30年度 [2018年度]	令和7年度 [2025年度]
1	新規就農者数（後継者含む）	人	4	6
2	農地所有適格法人数（個人移行・新規）	法人	3	4
3	造林・保育事業実施面積（町有林）	ha	36	180
4	新規開業者数	件	—	3
5	観光入込客数	万人	34.0	35.0
6	新規特産品数	個	—	10

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	地図情報システム更新管理事業 農地地図情報システムのデータ更新・管理	町	
		多面的機能支払事業 多面的機能支払事業	町	
		農業基盤整備事業 小規模土地改良事業	町	
		畜産農家基盤強化整備補助事業 農地耕作条件改善事業（公共）委託、農地 耕作条件改善事業町補助事業	町	
		林業振興補助事業 民有林整備推進事業、豊かな森づくり推進 事業	町	
		林業専用道開設事業 林業専用道東山中里線開設工事、林業専用 道東山中里2号線測量設計・開設工事	町	
		町有林育成事業 町有林保育事業、町有林保護事業、森林作 業道維持管理事業	町	
		森林整備センター分収造林事業 分収契約に基づく森林施業（新植・保育管 理・地拵・作業道整備）	町	
	(3) 経営近代化施設 農業	畜産管理事業 堆肥センター発酵棟改修、堆肥センター修 繕、堆肥センタータイヤショベル更新	町	



持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	(4) 地場産業の振興 加工施設	加工センター施設整備維持事業 施設等改修、施設設備改修、乳・肉加工室 機械の更新	町	
	(9) 観光又はレクリエー ション	交流施設管理事業 交流施設指定管理事業、交流施設修繕・改 修、備品購入、地域おこし協力隊配置、地 域活性化起業人推進事業、道の駅大規模改 修基本計画・実施設計	町	
		ミニビジターセンター管理事業 ミニビジターセンター施設修繕・改修、備 品購入	町	
		キャンプ場施設整備事業 キャンプ場施設修繕・改修、備品購入	町	
(10) 過疎地域持続的発展 特別事業 第1次産業	農業振興管理事業 事業内容：施肥体系転換土壌分析推進事業、 ジャガイモシストセンチュウ防疫対策事 業、元気な農家チャレンジ支援事業、電気 柵購入事業、新時代農業技術導入支援事 業、農畜産物生産規模拡大拠点施設整備支 援事業の実施 必要性・事業効果：町内農家が安定的な農業 経営を行うことができる。	町	当該 施の 果將 にび す	
	ビーフ天国事業 事業内容：ビーフ天国まるっと黒松内の開催 必要性・事業効果：一次産品の農産物はもと より各種加工品を含めた地場産品を広く PRし販売促進が期待できる。	町		
	有機農業推進対策事業 事業内容：良質堆肥町民還元事業、地力増進 緊急対策事業の実施 必要性・事業効果：有機質資源の地域循環に よる畑地・草地の地力増進が期待できる。	町		



#### (4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

本町における産業振興促進区域及び同区域において振興すべき業種は、次のとおりとします。  
なお、産業振興の促進にあたっては、関係団体や周辺市町村等と連携します。

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
黒松内町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記「3 産業の振興」中の「(2) その対策」及び「(3) 計画」のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

平成16年（2004年）に稼働した堆肥センターは、経年劣化による腐食、風雪害による施設修繕、維持管理経費などの費用負担が懸念されており、堆肥の品質の安定化、製造コストの低減を図るため、令和3年（2021年）から令和6年（2024年）に掛けて、施設の抜本的な改修に取り掛かります。

その他の加工センター、交流施設（歌才自然の家、黒松内温泉、道の駅）、ミニビジターセンター及びキャンプ場については、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替や施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討していきます。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

#### ①情報通信

情報通信技術が発達し、パソコンやスマートフォン等の急速な普及にみられるように、インターネットは最も身近な情報発信・受信の手段となっています。

本町では情報ネットワーク基盤として町内全域に光ファイバー網を整備し、町内世帯が利用できる割合（ブロードバンドカバー率）は100%となっていますが、設備維持に多大な経費が掛かることが課題となっています。

道の駅くろまつないをはじめ、黒松内温泉ぶなの森や歌才自然の家など観光客が数多く訪れる施設にはこれまでWi-Fi環境を整備し、無料でインターネットを利用できる環境を整えてきました。今後は外国人観光客の増加や新たな観光施策の展開に合わせてWi-Fi環境の拡充を検討していく必要があります。

平成30年（2018年）12月から4K・8Kの実用放送が始まったことや、第5世代移動通信システムである「5G」の規格化が進むなど、情報通信技術は日々進歩しています。今後これらの新しい通信技術やIoT技術の進歩を踏まえ、国内における普及状況や町民ニーズに合わせた対応が求められます。

### (2) その対策

#### ①情報通信

ア 関係機関と連携し、高速・大容量の情報通信機能の確保を進め、誰もが情報サービスを等しく利用できる環境づくりに努めます。

イ 黒松内テレビジョン中継局の管理を適切に行い、誰もが地上デジタル放送の視聴が可能となるような環境づくりに努めます。

目 標		単 位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	地上デジタル放送視聴可能世帯及びブロードバンドカバー率	%	100	100

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設  その他の情報化のための施設	地域情報通信網維持管理事業 高度無線環境整備事業	町	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①道路

本町の道路網は、高速道路1路線、一般国道3路線、一般道道5路線によって形成されています。北海道横断自動車道の倶知安ー余市間は別線整備での工事着手となり早期開通に向け工事が進められています。また、蘭越ー倶知安間についても計画段階評価の着手が決まったため、今後は残る黒松内ー蘭越間の調査促進が期待されています。

町道はこれまで実延長で約21万m、面積にして約266万㎡を整備してきました。町が管理する町道、林道及び橋りょうは、安全性を確保するため適切に維持・整備を進めています。

朱太川は本町と豊浦町の境にある金山にその源を発し、黒松内川、熱郭川などの支流と合流しながら日本海に注ぐ、流域面積361.7㎢、流路延長43.5kmの二級河川です。

朱太川の実橋より上流は流下能力が低いことから、近年は水位が上昇する頻度が高く、毎年のように氾濫注意水位等の基準水位に到達しており、河道の掘削等による抜本的な治水対策など、治水安全度の早期向上が課題となっています。

また、市街地を縦貫する寺の沢川においても、近年の記録的な大雨により氾濫の危険性が高まっていることから、早期の安全対策が求められています。

町民アンケート調査によると、「雪対策」に対する町民の現状の満足度は高いものの、今後においても最も重要度が高い施策としてあげられています。私たちの冬の暮らしに「雪対策」は欠かせないものであり、雪とうまく付き合いながら、冬をいかに楽しく、快適に過ごすかは重要な課題であります。

しかしながら、除排雪処理の担い手不足は深刻化しており、除雪体制の維持が困難な状況になりつつあります。さらに、複雑・多様化する住民ニーズへの柔軟な対応も求められています。

町民・事業者・行政がお互いの役割分担のもと協働を推進しながら、将来的に安定した除排雪体制の確保や、少子高齢化に対応した高齢者・障がい者への支援、豪雪時の対応の充実等に取り組み、安心して暮らせるまちを目指す必要があります。

#### ②公共交通

本町では、JR函館本線をはじめ、路線バスやハイヤーが広域公共交通としての役割を担っています。

JR函館本線は北海道新幹線札幌開業に伴う経営分離区間として位置付けられており、経営分離されるまでの間は、施設の合理化など効率的な運営が進められています。

路線バスは自家用車が利用できない町民の重要な足の一つであり、町がバス事業者に対しバス路線確保のための支援を行っていますが、人口減少の影響等による乗車率の低下や運転手確保の難しさから、廃線や減便が検討されています。

町の地域公共交通としては、町内は福祉バスの運行、町外は移送サービスで対応しており、高齢者が地域で生活する上で欠かすことができない足として利用されています。

高齢化の進展は今後も続くことから、今後も交通弱者に対する対応は必要不可欠であり、既存の広域公共交通の状況を踏まえつつ、スクールバスや福祉バスを含めた地域公共交通のあり方を検討していく必要があります。

### (2) その対策

#### ①道路

ア 国道・道道の安全・安心な道づくりと維持管理を要望するとともに、町が管理する橋梁の長寿命化など、適切な維持管理に努めます。

イ 適切な除排雪体制を確立します。

ウ 道河川の安全・安心な治水対策を要望するとともに、普通河川における豪雨時の安全管理の徹底に努めます。

エ 特に市街地を縦貫する寺の沢川は、近年の記録的な大雨により氾濫の危険性が高まってい

るため、早急な安全対策に取り組みます。  
 オ 冬期間でも安全・安心な生活が送れるように、住民負担も求める新たな除雪サービスの構築に取り組みます。

## ②公共交通

- ア 利用者の意見・要望を聞きながら、効率的で効果的な運行形態を検討し、交通弱者の生活に最低限必要な新たな移動手段を模索します。
- イ 新たな移動手段を整備するまでの間、既存の民間バス路線の確保に努めます。
- ウ 関係機関と連携し、北海道新幹線整備後に必要な公共交通体制について検討します。
- エ 北海道新幹線新函館・札幌間の早期完成を官民一体となって要望します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・地方公共交通維持事業～地域住民の重要な公共交通機関である路線バスを維持するために、民間バス会社に対して補助します。
- ・福祉バス管理運行事業～福祉バスを運行することで、交通弱者の生活に最低限必要な公共交通を確保し、日常生活の身近な足として利用してもらいます。

目 標		単位	基準値	目標値
			平成30年度 [2018年度]	令和7年度 [2025年度]
1	長寿命化対策済み橋りょう数	橋	4	11
2	公共交通機関に関する町民満足度	%	14.5	14.5以上

## (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設 の整備、交通 手段の確保	(1)市町村道 道路	町道維持事業 町道維持・補修・整備工事	町	
	橋りょう	橋梁長寿命化対策事業 旭野西の沢線賀老橋長寿命化修繕実測 実施設計・修繕工事、東栄静狩線東栄橋 長寿命化修繕実測実施設計・修繕工事、 添別1号線添別橋長寿命化修繕実測実 実施設計・修繕工事、昭和線角十2号橋 長寿命化修繕実測実施設計・修繕工事、 中の川1号線川端橋長寿命化修繕実測 実施設計・修繕工事	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	(9) 過疎地域持続的発展 特別事業 公共交通	地方公共交通維持事業 事業内容：民間既存バス路線の確保 必要性・事業効果：地域住民の重要な公共 交通機関である路線バスを確保するこ とができる。	町	当該施 策の効 果は将 来に及 びます
		福祉バス管理運行事業 事業内容：福祉バスの運行 必要性・事業効果：交通弱者の生活に最低 限必要な公共交通を確保し、日常生活 の身近な足として利用できる。	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

道路、橋りょうについては、公共施設等総合管理計画に基づき、点検や、個別に定める長寿命化計画等に従って維持管理、修繕、更新、改良等を進めていきます。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①上下水道

本町では、簡易水道施設と営農用水施設が整備されており、簡易水道施設は水質検査の適正化、透明性を確保するために検査項目や検査頻度等を明記した水質検査計画を毎年度策定しています。

簡易水道施設、営農用水施設ともに敷設されてから数十年が経過し、機械・電気設備や管路の経年劣化による老朽化が課題となっています。また、営農用水施設は維持管理を地区の利用組合で行っているため、人口減少や高齢化により維持管理が困難になりつつある状況です。

本町の下水道は平成30年度末（2018年度末）で下水道加入率が96.7%でほぼ加入促進は完了している状況です。終末処理場は経年劣化により老朽化が課題となっていますが、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に設備の更新を進めています。

急速な人口減少による使用料収入の減少や設備老朽化による更新時期の到来により、料金回収率の低下や設備更新費が増大するなど、水道・下水道事業ともに経営環境はさらに厳しさを増しています。

#### ②環境衛生

限りある資源を守り、環境への負荷を減らす持続可能な循環型社会の構築が求められていますが、本町においても3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル））の取組を推進してきました。

本町の燃やせるごみ、燃やせないごみの搬入量は人口減少やリサイクル率の向上により減少傾向にありますが、有価物の集団回収量は横ばいが続いています。

本町ではリサイクル推進員協議会を設置し、小型家電回収等を始めとした事業に取り組んでいますが、回収量は横ばいが続いているため、既存事業を見直ししながら推進していく必要があります。

今後は、増加するごみを処理するだけにとどまらず、町民、事業者、町が一体となつてごみの分別や減量化、リサイクル等について取組を継続し、環境にやさしい地域社会を目指す必要があります。

#### ③消防・救急

消防には、町民の生命や財産を火災から守るとともに、事故等による負傷や急病に迅速に対応できる体制が求められています。

本町には、岩内・寿都地方消防組合により黒松内支署が設置されているほか、4分団で構成される黒松内消防団が組織されており、互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

これまで、老朽化した消防施設の修繕や消防車両・設備の更新を計画的に行い消防力の維持・強化に努めるとともに、救命技能の取得により高度救命処置が可能な体制づくりを進めてきました。

黒松内消防団には現在約60名の団員がいますが、高齢化が進んでいるため、団員の確保や体制の見直しが今後の課題となっています。

#### ④住環境

平成31年（2019年）3月末日現在、本町には公営住宅及び町営住宅が合計で278戸あります。これらの公営住宅等は「黒松内町公営住宅等長寿命化計画」に基づいて計画的な建替と維持管理をしています。

一部の町営住宅には現在の居住水準を確保できていない住宅があることから、早急な改善整備が必要です。

町営住宅では所得に応じて家賃が決まるため、家賃が高額になって退去せざるを得ない状況になる方、そもそも高額所得者は入居することができないことなどから、世帯向けの民間賃貸



住宅の普及が課題となっています。

また、本町には民間事業者により高齢者向け優良賃貸住宅（勤医協ふきのとう）が整備されており、町が家賃減額補助を行っています。

今後増加していくことが予想される空き家や空き地に関しては、空き家のリフォームや廃屋の撤去による土地の有効活用などの取組を進めていく必要があるため、平成30年（2018年）に「黒松内町空き家等対策計画」を策定しました。

市街地で空き家が発生しても、家屋と土地の所有者が異なり、住み替えが進まず、空き家が放置されるような事案も発生しています。

今後も進展する人口減少を踏まえた上で、公営住宅等の適正戸数を検討する必要があることや、市街地区における住宅需要への対応が課題となっています。

## ⑤防災

災害による被害を最小限にとどめるためには、行政のみならず、町民自身の防災意識を高め、日頃から環境、福祉、教育など、様々な地域課題に取り組める基盤を確立するとともに、非常時における人命救助、助け合いが迅速かつ確にできる地域を目指すことが必要となります。

本町では、黒松内町地域防災計画に基づき、国や道などの関係機関と協調しながら防災対策を進めてきました。また、防災対策の専門家である防災監（地域防災マネージャー）を配置するとともに、防災訓練の実施や防災に関する講演会の開催など、町民への啓発活動を含めた防災対策を推進しています。

町内にある特定建築物及び庁舎は耐震化を完了していますが、避難所の一部では耐震化が完了しておらず、今後の対応が急務となっています。

また、発災時に被害を最小化するためには町民一人ひとりの防災意識の向上が重要であり、地域における共助も大切な役割を果たします。そのため、行政による防災への取組に加え、今後も地域防災力の向上を図っていくことが大切です。

## （２）その対策

### ①上下水道

ア 定期的な水質検査を実施するとともに、町水道の維持管理を適正に行い、老朽化した設備を計画的に更新し、必要な機能を確保します。

イ 各営農用水等の施設においても、適正な維持管理や機能確保を行えるよう支援します。

ウ 下水道施設及び浄化槽の維持管理を適正に行い、河川等の水環境を継続的に保全し、老朽化した設備を計画的に更新します。

エ 下水道区域以外の浄化槽未設置者の設置を促進し、快適で衛生的な生活環境の確保と水環境を保全します。

オ 人口減少による使用料収入の減少を踏まえながら、既存の設備の計画的な更新を行うとともに、事務事業の効率化による経費節減や適正な使用料の設定等を行います。

カ 損益や資産等の的確な把握を行い、将来に渡って持続可能な経営を確保するため、簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計に公営企業会計を適用し、経営基盤を強化します。

### ②環境衛生

ア 有価物集団回収事業や生ごみ処理機購入費補助金により、町民・事業者が主体的にごみを減らすよう取組を進めます。

イ ペットボトルや空き缶の排出方法の変更による資源ごみ分別の徹底を進めます。

ウ 小型家電回収や古着回収等、文化祭等で行われるイベント回収を実施します。

エ 環境対策費交付金により、クリーンボックスの適正管理を推進します。

オ 全町クリーン作戦の実施により、ポイ捨て防止のための意識向上に努めます。

### ③消防・救急

ア 消防・救助・救急設備（車両含む）及び人員体制を充実するとともに、災害発生時には担い手となる消防団を活性化し、消防力を強化します。

イ 救急救命士・救急隊員の技能向上に取り組み、救急活動における、関係機関との連携を一層強化し、更なる救命処置の高度化に努めます。また、プレホスピタルケアの充実に不可欠な町民への救急講習会の実施など、救急体制を拡充します。

#### ④住環境

ア 黒松内町での生活の支援制度や空き家・空き地の情報提供など、黒松内で生活しやすい環境を整備します。

イ 未利用町有地を宅地として販売し、定住へとつなげます。

ウ 公営住宅以外の受皿として、世帯向け賃貸住宅の整備を促進するため、民間企業に対して建設費の一部を助成します。

エ 市街地外で暮らす高齢者等がまちなかで安心して居住できる環境を整備するとともに、発生する空き家や土地を活用する、黒松内型のまちなか居住について検討し、取り組みます。

オ 町内で働く若者や外国人労働者などのための共同居住型賃貸住宅（シェアハウス）や職員住宅などの整備を支援します。

カ 今後人口減少に伴い町営住宅の需要も減少すると想定されるため、障がい者向けのグループホームとしての利用など新たな活用策を検討します。

キ 誰もが現代の暮らしに対応した良好な住環境を享受できるように、住生活基本計画に基づき、老朽化した公営住宅の建替や改善、空き家の有効活用をはじめ、北方型住宅などの良質な住宅の建設促進など、総合的な住宅対策を促進します。

#### ⑤防災

ア 防災に関する知識等を習得するため、防災講習会を実施します。また、各行政区の状況に応じ、様々な行事に出向いて講話（防災井戸端会議）を実施します。

イ 要配慮者の個別計画を作成するとともに、避難行動を重視した住民主体の防災訓練を実施します。

ウ 災害発生後、本町に参集すると予想されるボランティアの運営に関して、関係機関と連携し必要な環境の充実に努めます。

エ 耐用年数を基準として、平時・災害時に必要な情報収集・情報伝達機器等を逐次更新します。

オ 老朽化の著しい指定避難所の指定の見直しや避難所の生活環境の改善に努めます。

目 標		単 位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	水道加入率	%	96.1	97.0
2	生活排水処理人口普及率	%	89.2	90.0
3	ごみのリサイクル率	%	6.6	6.6以上
4	消防水利充足率	%	96.9	101.6
5	人口千人当たりの救急救命士数	人/千人	1.40	1.47
6	個人住宅の新築件数	件	—	10
7	防災講話（防災井戸端会議）及び防災訓練の開催回数	回/年	—	5

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道施設整備事業 白井川地区簡易水道電気計装設備更新 事業実施設計・工事	町	
	(2)下水処理施設 公共下水道	下水道整備事業 終末処理場改築事業実施設計・資機材 実勢価格調査・工事監理・改築工事 下水道事業計画変更、下水道ストック マネジメント計画策定	町	
		その他	浄化槽整備事業 浄化槽設置工事	町
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	南部後志衛生施設組合事業 衛生センター設備・機器延命事業	南部後志 衛生施設 組合	
		し尿処理施設	南部後志環境衛生組合事業 衛生センター設備・機器延命事業	南部後志 環境衛生 組合
	(4)火葬場	葬祭場・墓地管理事業 葬祭場設備取替・修繕、火葬炉設備修繕	町	
	(5)消防施設	消防施設整備事業 防火水槽整備、消火栓整備、消防庁舎改 修工事、消防自動車・救急車更新	消防 組合	
	(6)公営住宅	町営住宅等修繕事業 町営住宅等修繕工事	町	
		地域住宅整備事業 高齢者向け優良賃貸住宅家賃補助	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
		町営住宅個別改善事業 中の川団地・旭団地・白井川団地・朱太 団地個別改善工事	町	
	(8)その他	土地改良管理事業 営農用水の維持管理支援、各地区配水 管布設替工事、営農用水台帳作成	町	
		防災関係事業 防災行政無線維持管理、防災行政無線 更新実施設計、防災行政無線施設更新、 防災備品配置、防災訓練実施、防災施設 管理	町	

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

上下水道施設は、公共施設等総合管理計画に基づき、計画的な点検、補修による施設の長寿命化に取り組み、資産を有効に活用しながら、予防保全型の維持管理に努めていきます。

葬祭場についても同様に、施設の老朽化や利用者ニーズを加味した上で、人口動向に留意しながら長寿命化を軸に維持管理を進めていきます。

また、公営住宅については、今後も、今ある公営住宅をできるだけ長く有効活用しながら、維持費の縮減、修繕や更新時期の分散化、毎年の事業費の平準化を目指していきます。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ①健康づくり

本町では、生活習慣病が引き金となって起きる脳血管疾患が多い傾向にあります。また、定期健康診査の結果を見ても血圧が高めの方が多く傾向にあります。

町では、基本健診や各種がん検診などを実施していますが、受診率は全道平均と同程度で、受診者は固定化し新たに検診を受ける人が少ないなどの課題があります。

健診を受ける方は比較的自らの健康に関心が高く、健診を受けない方は「必要なときに医療機関で受診できる。」と考える傾向にあることから、予防意識が低い状況です。

今後は、疾病の早期発見や早期治療としての検診だけではなく、検診の精度管理としての精密検査受診が確実に行われるような受診後の支援を充実していくことが必要です。また、健康に対する関心の低い方に予防の行動変容ができるように健康づくりへの意識付けとして啓蒙・普及していくことが必要です。

ライフステージに応じた栄養に関する事業は、今後もニーズに対応しながら継続し、食生活の改善から健康づくりにつながるよう取り組んでいくことが必要です。

母子の健康状態や子供の成長・発達の確認のため、妊産婦や新生児、乳幼児の健康診査を行っています。また、核家族化などで周囲からのサポートが受けにくい状況にある家庭では、母親が孤立しやすく悩みを抱えやすいため、妊娠早期から出産、子育て期まで、切れ目のない支援が求められます。

身近にある森林を活かし、健康・体力づくりや心のリフレッシュにつなげる取組が、本町の特徴を活かした新たな取組として期待されています。

#### ②地域福祉

地域の人口が減り、従来行われてきた身近な支援を行う支え手が不足し、黒松内町社会福祉協議会においても担い手の発掘や確保に向けて努力はしているものの、支え手は固定化し、新たな人材の発掘にはつながりにくいのが実情となっています。

支え手の発掘や地域のニーズと支え手のマッチングなどを行う生活支援コーディネーターを平成30年（2018年）4月に専任で社会福祉協議会に配置し、地域福祉を進める上でのキーパーソンとして機能の強化が期待されています。

権利擁護対策は、平成29年（2017年）4月に成年後見利用促進法が施行されるなど地域包括機能として必要不可欠であることから、平成29年（2017年）に成年後見実施機関と生活困窮者対策の総合窓口となる生活サポートセンターを社会福祉協議会に委託し設置しました。

生活困窮者対策は、成年後見実施機関と合わせて生活サポートセンターで生活困窮者が相談できる体制を整えています。社会福祉協議会では全国社会福祉協議会が実施する生活福祉資金などの制度や独自に5万円までを一時的に貸付ける愛情銀行制度があり、相乗的に対応していますが、生活困窮者の就労対策などは単独自治体で対応しきれない状況にあることも否めません。

#### ③子育て

核家族化などで周囲からのサポートが受けにくい状況にある家庭では、母親が孤立しやすく悩みを抱えやすいため、妊娠早期から出産、子育て期まで、様々なニーズに対して総合的な相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」などへの取組を通じて、切れ目のない支援が求められます。

また、出産祝い金の支給、高校生までの医療費全額助成、学校給食の無償化など、子育て世代に対する様々な経済的な支援を推進しており、町民アンケート調査においても子育て支援施策を評価する声が8割近くある状況ですが、子育て世代からは認定こども園への入所方法の多様化、幼児期の遊び場の整備、子育てについて気軽に相談できる場所などを望む声も出ています。

小学生の居場所づくりとして、放課後児童クラブと放課後子ども教室を実施していますが、加入する児童の減少等から一元化を検討する時期を迎えています。

青少年を取り巻く環境として、核家族化、少子化の進行、共働き世帯の増加を背景に親子が触れ合う機会の減少や地域における連帯意識の希薄化等、家庭や地域での教育機能の低下が指摘されています。

#### ④高齢者

本町では、隣近所での支え合いのほかに、社会福祉法人等による給食サービス、買い物サービスなどの身近なサービス、安否確認などが行われ、外出支援にあたっては、交通空白地に福祉バスを定期運行しているほか、タクシーや温泉利用時に使えるお出かけサポート券の交付、公共交通が利用できない高齢者の医療受診に係る移送サービスを実施しています。冬期間の生活に欠かすことができない除雪は、地域の支え合いで賄いきれない場面が多くなってきており、その対応が求められています。

集団での活動は減少傾向にあり、老人クラブへの加入者数も減少しています。また、75歳以上を対象とした敬老会も、新たな対象者は出席することに抵抗がある者も多く、出席者数が減少傾向にあります。

身体状況を重くさせない生活習慣の定着には、小さな単位での自主的な活動やサークル活動のほか、個人での活動を推進したり、高齢者の就労したいニーズなどを地域の支え手として担う人材確保などにつなげたりする施策の展開が求められます。

認知症については、年を取るにつれ誰もが直面する病気として認識されつつありますが、認知症に対する正しい知識は普及していないのが現状です。そのため、認知症について高齢者本人はもとより、認知症高齢者が生活する周りの方々の対応についても理解を深めることが求められます。

本町には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、高齢者向け優良賃貸住宅（高賃貸）があります。

在宅の公的サービスは、訪問診療、訪問看護、訪問リハビリ、通所リハビリ、通所介護がありますが、人口規模や人材の面などから、これ以上のサービスを揃えることは困難であるため、その対応をどのように解消していくかが課題となっています。

67歳から69歳までの医療費の1割を助成し、高齢者の医療費負担を軽減することにより病気の早期発見、早期治療につなげています。また、高齢者へのインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種の費用の一部も助成しています。

#### ⑤障がい者

障がい者の相談窓口として、島牧村、寿都町、本町の3町村で「南後志相談支援センター」を寿都町社会福祉協議会に委託し設置しています。

障がいを見つけた場合は、早期に成長段階に応じた適切な支援や治療上の指導を行うことで、個人差はあるもののその障がいは軽減すると言われています。

一方で子どもに障がいがあることを認めたくなく、また障がいに関する知識や認識が不足しているため、個別の指導や精密な検査を受けずにいる保護者もいることから、早期に専門職が関与し、親や家族に寄り添った対応が求められます。

障がい児の親同士は、個人的なつながりの中で交流を行っており、必要な情報の交換はできているようですが、一方で、誰にも相談できずに孤立している保護者も見受けられます。

障がい者就労について、本町で障がい者を雇用する事業所は、福祉施設、宿泊施設、商店など数か所あります。就労継続支援B型の事業所も2か所ありますが、建物の狭あいさや老朽化の課題などがあります。また、町の規模上、就労できる事業所が限られ選択の幅が少ないことや、事業所の規模上、障がい特性に合わせた対応が難しいなど、障がい者の希望に沿った職場で就労することができない場面もあります。

町内には五つのグループホームがありますが、いずれも知的障がい者の受入のみとなっています。一人で生活できない精神障がい者や身体障がい者が住み慣れた地域で暮らし続けたい思いがありながらも、共同で生活できるグループホームなどの住宅がないことから、支え手である親亡き後、「一人で自立して生活が送れるか」という将来への不安があります。

## (2) その対策

### ①健康づくり

- ア 定期健診の受診を推し進めるとともに、事後指導を充実し、疾病の発生の抑制に努めます。
- イ すでに疾病があっても重症化しないよう、専門家の指導の下、予防や投薬を適切に行うよう促します。
- ウ 医師や保健師などによる健康相談や講座、運動教室等を開催し、自分の身体状況を自分で把握できるように支援します。
- エ フットパスコースや体育館などでウォーキングをしたり、飲酒や食生活などの生活習慣を見直したりして、健康に配慮した生活を送れるように支援します。
- オ 簡単にできる体操や軽スポーツを推奨するとともに、温泉などでの保養や体育館などを活用したグループで行う継続的な体力維持活動など、地域で行える健康づくり活動を推進します。
- カ 妊娠期からの切れ目のない支援を通し、妊産婦、乳幼児の健康管理を行い、妊娠期や産後の正しい知識を得る機会を増やします。また、妊娠期から産後、子育て期まで周囲と交流し気軽に相談できるような環境づくりに支援します。
- キ 定期的に健康診査などを受け、成長段階に応じた適切な支援や治療上の指導を受けられる体制を整えます。
- ク 医療や保健、福祉、環境教育の関係者らが連携して、身近にある森林でのウォーキングやクラフトづくりなどの活動を通じて、身体を動かすだけでなく香りを感じることで健康・体力づくりや心のリフレッシュにつながる取り組みを推進します。

### ②地域福祉

- ア 隣近所とのつながりによる良好な関係を築くとともに、地域において誰もが参加しやすいよう配慮しながら、高齢者の経験や知恵を伝えられる機会を増やすなど、地域での交流の場を充実させます。
- イ 高齢者や障がい者なども含めて誰もが支え手として参加できる環境をつくり、新たな担い手を確保します。
- ウ 成年後見制度など権利擁護の仕組みについて理解を深めるとともに、必要に応じて制度を利用できる環境をつくります。
- エ 高齢者に対する虐待に対応できるよう、地域や関係機関などとの連携を深め、虐待を発見した際は、早急に対応できる体制を確保します。
- オ 生活困窮者の相談窓口を維持するとともに、支援機関との連携を深め、支援が必要と判断した場合は、支援機関等へつなぎます。
- カ 貧困の世代間連鎖に対応するため、国や道の施策と連動した本町で取り組むべき一体的な対策を検討します。

### ③子育て

- ア 様々な家庭構成や就労形態を持つ子育て家庭に対して、子供の成長に応じた保育や小学生の放課後の居場所などを提供します。特に、放課後児童クラブと放課後子ども教室については、加入する児童の減少等から一元化や運営主体などを見直し、より充実した環境を整備します。
- イ 地域子育て支援センターが中心となり、地域で子育て支援を行えるようネットワークづくりを行います。
- ウ 早期に専門職が関与し、親や家族に寄り添いながら子育てにかかる不安感等をなくし、家庭内のいじめや虐待が起こらないよう見守り体制をつくります。
- エ 高校生までの医療費の全額助成など、子育てにかかる経済的負担の軽減を継続します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・乳幼児・児童生徒等医療給付事業～乳幼児から高校生までの医療機関受診時の自己負担分を所得に応じて負担し、早期診断と早期治療を促進します。

#### ④高齢者

- ア 生活習慣病予防のため、食生活の改善や日常的な運動へつながる動機付けの機会を増やします。
- イ 定期検診の受診を押し進めるとともに、事後指導を充実させ、疾病の発生を抑制します。
- ウ 体育館での体力測定会など、自分で身体状況を把握できる機会を増やします。
- エ 交通空白地での福祉バス定期運行、外出機会を促すお出かけサポート券、公共交通機関の利用が難しい方の通院の足を確保する移送サービスを維持します。
- オ 冬期間の生活に不可欠な除雪対応を検討します。
- カ 認知症に対する正しい理解を普及させるとともに、認知症に特化した対応を行う体制を整えます。
- キ 地域包括支援センターでのワンストップ相談、介護予防サービスを知り得る機会の提供など、介護予防サービスが必要なときに利用できるよう配慮します。
- ク まる元運動教室など、身体能力に応じた体力維持、体力測定などの活動機会を提供します。
- ケ 各地域で行われる活動では、簡単にできる体操や軽スポーツを推奨するとともに、温泉などでの保養や体育館などを利用したグループで行う継続的な体力維持活動など、地域で行える健康づくり活動を推進します。
- コ 地域に住む気がかりな高齢者を適度な距離で見守りながら、必要なときに介護予防サービスを提供できるよう、現在の見守り体制と介護予防サービスを維持します。
- サ 高齢者へのインフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種の費用の一部助成を継続し、予防接種が受けやすい環境を整えます。

#### (過疎地域持続的発展特別事業)

- ・お出かけサポート券事業～高齢者等の外出先での交流を促進し、身体・精神の両面の健康促進のため、温泉入浴とタクシー利用が可能な共通券を交付します。
- ・高齢者世帯等除雪サポート助成事業～住み慣れた地域で持続的に在宅生活を送ることができるよう、在宅高齢者等が冬期間に除雪事業者等に委託する除雪費の一部を助成します。
- ・福祉バス管理運行事業～福祉バスを運行することで、交通弱者の生活に最低限必要な公共交通を確保し、日常生活の身近な足として利用してもらいます。
- ・保健活動管理事業～がんの早期発見・早期治療に結び付き、住み慣れた家庭や地域社会で健康に暮らし続けてもらうために、各種がん検診のほか、ピロリ菌検査を実施します。
- ・予防接種事業～高齢者や子供の免疫力強化による発病予防、まん延防止などのために、定期予防接種・任意予防接種（小中学生の季節性インフルエンザ、未就学児の流行性耳下腺炎、65歳以上かつ定期接種年齢外の肺炎球菌感染症等）に対して助成します。
- ・社会福祉協議会運営事業～人口減少・少子高齢化が進む中、地域に居住する高齢者や子供たちが安心して暮らすことができるように本町の社会福祉の中核を担う黒松内町社会福祉協議会が行う、在宅福祉支援事業、地域福祉推進事業に対して補助します。

#### ⑤障がい者

- ア 発達障害などの早期発見に向けて、早期支援・治療の有効性について意識啓発を行います。
- イ 早期に障がいの有無を確認できるよう、健康診査の機会を通じて指導します。
- ウ 障がい児の成長過程で必要となるサービスの情報、学校の情報など、ライフステージに応じて適切に情報が入手できる環境を整えます。
- エ 障がい児の親が孤立しないよう、専門職からの情報提供、障がい児を育てた経験のある親から子育てでのアドバイスや悩みの相談ができるなど、障がい児の親が集うつながりの場をつくります。
- オ 障がいを理解した上で、障害の程度に応じて担える業務の検討を行うなど、障がい者が事業所や地域で働ける環境づくりを推進します。
- カ 障がい者が就労する事業所で製造・提供される製品やサービスを、積極的に利用します。
- キ 一人で生活できない精神障がい者を対象としたグループホームの設置のため、町営住宅をグループホームで活用するなど、住まいの確保に向けて検討を進めます。



目 標		単 位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	特定健診受診率	%	33	60
2	がん検診における精密検査受診率 (厚労省がん対策基本計画に準拠)	%	88.2	90.0
3	1歳6か月・3歳児健康診査受診率	%	95.0	95.0以上
4	森林療法の普及に関わる町民	人	—	20
5	子育てしやすいと思う町民の割合	%	76.9	76.9以上
6	まる元運動教室参加者数	人	1,455	1,500
7	身近な福祉サービス(除雪・移送)を利用している町民の割合	%	14.5	16.0

### (3) 計画

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(4) 介護老人保健施設	介護老人保健施設事業 介護老人保健施設湯の里くろまつない 施設修繕・改修、運営支援	町	
	(7) 市町村保健センター 及び母子健康包括支 援センター	保健福祉センター管理事業 保健福祉センター施設修繕・改修、駐車 場整備	町	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業 児童福祉	乳幼児・児童生徒等医療給付事業 事業内容：乳幼児から高校生までの医療 費自己負担分の助成 必要性・事業効果：子育て家庭等の経済的 負担を軽減することで、子供を産み育て やすい環境が整備される。	町	当該施 策の効 果は将 来に及 びます

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	高齢者・障害者福祉	<p>お出かけサポート券事業 事業内容：高齢者等に温泉入浴とタクシー利用が可能な共通券の交付 必要性・事業効果：高齢者等の外出先での交流を促進し、身体面、精神面の両面で健康促進に大きな効果が期待できる。</p>	町	
		<p>高齢者世帯等除雪サポート助成事業 事業内容：在宅高齢者等が冬期間に除雪事業者等に委託する除雪費の一部を助成 必要性・事業効果：高齢者等の冬期間の除雪経費の一部を助成することにより、住み慣れた地域で持続的に在宅生活を送ることができる。</p>	町	
		<p>福祉バス管理運行事業 事業内容：福祉バスの運行 必要性・事業効果：交通弱者の生活に最低限必要な公共交通を確保し、日常生活の身近な足として利用できる。</p>	町	
	健康づくり	<p>保健活動管理事業 事業内容：胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がんの各種検診のほか、ピロリ菌検査の実施 必要性・事業効果：がんの早期発見・早期治療に結び付き、健康寿命を延伸することで、住み慣れた家庭や地域社会で健康に暮らし続けることができるため、住民福祉の向上に資することができる。</p>	町	
		<p>予防接種事業 事業内容：定期予防接種・任意予防接種（小中学生の季節性インフルエンザ、未就学児の流行性耳下腺炎、65歳以上かつ定期接種年齢外の肺炎球菌感染症等）の助成 必要性・事業効果：高齢者や子供の免疫力強化による発病予防、まん延防止など、健康増進が期待できる。</p>	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	その他	社会福祉協議会運営事業 事業内容：人口減少・少子高齢化が進む中、地域に居住する高齢者や子供たちが安心して暮らすことができるように本町の社会福祉の中核を担う黒松内町社会福祉協議会の運営を支援 必要性・事業効果：黒松内町社会福祉協議会が行う、在宅福祉支援事業、地域福祉推進事業に対して補助することで、地域福祉の向上が期待できる。	町	
	(9)その他	社会福祉扶助事業 福祉灯油助成事業	町	
		母子保健活動事業 妊産婦健診、保健指導、訪問指導	町	
		児童福祉管理事業 児童遊具維持管理、修繕	町	
		出産祝い金事業	町	
		児童館運営管理事業 児童館修繕・改修工事	町	
		放課後子ども活動事業 放課後子ども教室運営	町	
		福祉施設改築等元利補給金 福祉施設等老朽改修等元利補給	町	
		敬老祝い金事業	町	
		敬老会開催事業	町	
		低所得者対策事業 在宅高齢者福祉金の支給	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
		高齢者等生活支援事業 移送サービス、ホームヘルパーステーション運営補助、地域支え合い買い物支援事業補助、在宅サービス利用料負担軽減、デイサービスセンター送迎用車両購入事業補助	町	
		老人クラブ連合会運営事業	町	
		地域支援事業 地域包括支援センター、生活支援体制整備、地域ケア会議、在宅医療・介護連携、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援・ケア向上、介護予防普及啓発	町	
		自立支援給付事業 自立支援給付費、補装具等給付費、育成・更生医療費、障害児通所給付費の負担金、児童デイサービス事業運営費補助	町	
		地域生活支援事業 理解促進研修・啓発、自発的活動支援、成年後見制度利用支援、移動支援、日常生活用具給付、手話奉仕員養成研修、日中一時支援、制度改定に係るシステム改修、南後志地区相談支援業務委託、生活サポートセンター運營業務委託、地域活動支援事業業務委託	町	

#### （４）公共施設等総合管理計画等との整合

保健福祉センターや介護老人保健施設湯の里・黒松内については、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化を柱にして維持管理を進めていきます。

また、その施設ごとに合わせた活用方法の幅を検討していきます。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

#### ①医療

本町では、病床数19床を有する「黒松内町国保くろまつない ブナの森診療所」が地域医療を支え、内科・外科・小児科及び専門外来の診療を行っているほか、「黒松内町国保しろいかわ ブナの森診療所」でも月2回の診療を行っています。また、診療科目がないものや2次医療などは、町外の医療機関につなげています。

ブナの森診療所では、プライマリ・ケアへの取組が進められているほか、医師及び医学医療系学生の地域医療研修、総合診療専門医研修の受入れなど、医療を担う人材の育成に取り組んでいます。

救急医療については、くろまつないブナの森診療所が休日及び夜間の診療を行っているほか、札幌市にある「医療法人溪仁会 手稲溪仁会病院」を基地病院とする道央ドクターヘリの運航により、重症患者移送等の救急医療体制が構築されています。

本町ではこれまで医師の確保や医療機器の整備等を行い、診療所を充実してきましたが、高齢化が急速に進む中で、住み慣れた環境での暮らしを可能とする町民生活に密着した医療拠点として、今後とも診療所の果たす役割は大きく、さらなる充実が求められています。

また、医療の高度化・複雑化に伴い、全ての医療を本診療所で行うことが難しくなっていることを踏まえ、広域的連携のもとに充実を進め、町民が安心できる体制を確立する必要があります。

### (2) その対策

#### ①医療

ア 充実した医療体制の維持を目的として、救急医療及び地域医療提供体制の安定確保並びに医師や看護師等、更に今後の医療を担う人材を育成するための研修を継続実施するため、指定管理者へ診療所運営交付金を交付するなど、診療所の運営を支援します。

イ 1次医療機関として求められる初期医療、救急医療や在宅医療の機能を確保するため、必要となる医療機器やICT（情報共有ツール）等を整備します。

ウ 安定した医療体制の確保のため、医師住宅などの環境を整備します。

エ 指定管理者と適切な関係性を築き、本町の地域包括ケアの医療分野を中心的に担う医療機関としての役割を果たせるよう協働で事業を展開します。

目 標		単 位	基準値	目標値
			平成30年度 [2018年度]	令和7年度 [2025年度]
1	医療に対する町民満足度	%	53.8	55.0

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1)診療施設 診療所	診療所整備事業 医療機器の更新及び備品購入、医師住 宅整備、旧診療所解体工事	町	
	(4)その他	保健衛生管理事業 倶知安厚生病院第2期整備費用負担事 業	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

診療所は、公共施設等総合管理計画に基づき、令和元年（2019年）に新築移転しました。旧診療所についてはその後検討を重ね、解体する予定です。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ①学校教育

子供たちが、生きる力を身につけ、これからの社会を築き、支えていく人材として成長していくために、学校教育に求められる役割はますます大きなものとなっています。

本町では、令和2年(2020年)に黒松内町総合教育大綱を策定し、5つの基本方針に基づいて教育行政を推進してきました。

さらに、地域とともに学校運営を進めるため、令和2年(2020年)に全校でコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)を設置しました。

令和3年(2021年)に国のGIGAスクール構想による児童生徒用パソコンの一人一台の配置と校内ネットワークを整備し、町教育ICT活用ガイドラインに基づき学校での取組を推進しています。

今後は、本町の教育資源を十分に活かしながら、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を育成するためのきめ細かな教育活動を進めていく必要があります。また、不登校等の児童生徒に対する支援や学習面において支援が必要な児童生徒のため、学習支援員等の職員を継続して配置していく必要があります。

また、道内の大学生による学習支援ボランティアの協力のもと、平成29年(2017年)から中学生を対象とした町営塾「ぶなっこ学習センター」を開設し、生徒の学力向上に向けた取組を進めてきました。

近年は、いじめや虐待、犯罪の低年齢化、引きこもりやニートの増加など、青少年を取り巻く問題は複雑化、多様化しています。こうした状況に対し、本町では、平成28年(2016年)3月に黒松内町いじめ防止基本方針を策定するとともに、町内4つの学校それぞれでいじめ防止基本方針を策定し、青少年の健全育成に向けた取組を推進しています。

#### ②社会教育

町民のライフスタイルや価値観は変化し続け、自己を高め、充実した人生を送ることができると多様な学習機会や活躍の場を求めています。

本町では、生涯学習に町民の意見や要望を総合的かつ効果的に反映させるため黒松内町生涯学習委員会を設置し、未来のふるさとを拓く人を育み、触れ合いと活力に満ちた住み良いまちづくりを目指しています。

生涯学習の拠点として総合町民センターやふれあいの森情報館マナヴェールのほか、各地区には生涯学習館を配置し生涯学習活動を推進しています。しかし、各地区の生涯学習館は建物の老朽化が進んできているため、今後の活用方法を検討していく時期に来ています。

ブナセンターでは、恵まれた自然環境の中で、観察会や工房活動、講座等を学び・楽しむことができます。今後も、まちのシンボルである歌オブナ林などを活用した学習や地域づくり活動等を、町民とともに取り組むことが期待されています。

また、少子高齢化や人口減少が進む中、これまで町民と協働で推進してきた様々な取組は、参加者や担い手の減少や固定化といった状況が見られるため、今後の取組の方向性を早急に検討する時期に来ています。

#### ③スポーツ

スポーツは、健康の維持・増進や生きがいに役立つだけでなく、住民同士や地域の交流を深めるものとして、地域活性化に重要な役割を果たしています。

本町では、平成元年に「健康とスポーツの町」を宣言し、平成29年(2017年)に供用を開始した総合体育館や運動公園で、様々なスポーツの普及を推進してきました。

黒松内町体育協会には15団体が加盟し、それぞれ活発な活動を行っていますが、一部の団体では、会員数の減少などの理由から、近隣町村の方々が会員となり、一緒に活動する姿も見られています。

また、近年は人口減少の影響により、スポーツ少年団や中学生の部活動を含めた地域における指導者の確保が難しくなっているほか、一部の体育施設では利用者の減少やスポーツ交流イ

ベントを開催するための体制維持が難しくなっています。

近年、健康・体力づくりに対する関心がますます高まる中、町民のスポーツニーズは多様化の傾向にあり、生涯に渡って誰もがいつでもスポーツに親しむことができるよう、各スポーツ団体の指導者の育成及び加入者の増加に向けた支援が一層求められています。

## (2) その対策

### ①学校教育

- ア 小規模校らしい児童生徒個々の特性を尊重し、基礎学力の定着・向上や家庭学習の習慣化、健康な体づくりを行い、豊かな学びを高める学校教育に努めます。
- イ 豊かな自然環境や恵まれた社会教育施設を活用した環境教育、宿泊研修、農作業体験等、黒松内ならではの「本物の学び」を提供します。
- ウ 国際理解教育やプログラミング等の情報教育を充実するほか、地域の人材や資源、外部講師等を活用し、福祉教育、心の教育、職業体験、情報モラル等に積極的に取り組みます。
- エ バランスのとれた規則正しい食生活、地産地消、地域の食文化に対する意識を向上させるため、食育の充実に努めます。また、子育て家庭等の経済的負担を軽減するため、学校給食費の補助を行います。
- オ 不登校等の児童生徒に対する支援や学習や生活面において支援が必要な児童生徒のため、学習支援員等の職員の配置や適応指導教室を運営するなど体制を充実します。黒松内町いじめ防止基本方針に基づき、学校とも連携したいじめや体罰がない、又は早期発見し対応できる体制をつくります。
- カ 学校職員評価制度や研修の奨励等により、教職員の資質・能力の向上とともに、法令を遵守する規律ある教職員を育てます。また、学校における働き方改革を進めるため、導入した校務システムを活用した業務の効率化や各種方針の策定などに努め、併せて、地域の人材を活用する部活動指導員の体制をつくります。
- キ 町内全校へのコミュニティ・スクールの導入により、町民の意見等を取り入れた社会に開かれた学校運営に取り組み、町民と情報を共有化するなど、信頼される学校づくりに努めます。
- ク 保育園と小学校との関わり合いをより深め、幼児期から学齢期までの円滑な移行、要支援児童の統一した対応を行い、児童が不安なく個々の学びができる体制をつくります。
- ケ 安全・安心で環境に配慮した学校づくりを推進するとともに、時代に即した教育環境を整備します。白井川地域にある学校の特認校又は統合を検討します。
- コ 安全・安心な学校給食を提供するため、老朽化した学校給食センターを建て替えます。
- サ 学校、PTA、地域等と連携し、学校内及び登下校時における安全対策や児童生徒の通学手段を確保します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・総合教育管理事業（コミュニティ・スクール管理事業）～地域住民や保護者が学校運営協議会を通じ、学校運営に参画します。また、地域の人材を活用する部活動指導員を配置します。
- ・学校給食費助成事業～保護者の経済的負担の軽減のため、学校給食費の自己負担分を全額、町が補助します。
- ・食育教育振興事業～有機野菜、地場産品、道内産品、黒松内町手づくり加工センタートワ・ヴェールの製品等に対する児童・生徒の理解を深めるために地場産品を学校給食に導入し、その経費を補助します。

### ②社会教育

- ア 関係機関や民間団体と連携し、自然などの地域資源や社会教育施設を有効活用しながら、学ぶ楽しさや生きがいづくりのほか、地域活動や地域課題の解決などにもつながるよう、多様な学習の場を提供します。
- イ 各種サークル等が主体となった講座や行事の実施を支援するとともに、これらを担う人材の育成や体制づくりに努めます。
- ウ 町民が、社会教育施設をみんなの施設であるとの意識を持ち、施設管理や行事、調査活動



に協力し、また、ブナに関わる様々な活動を主体的に進められるよう、町との新たな関係性をつくります。

エ 開館から40年近くが経過する総合町民センターを含め、老朽化が進む各地区の生涯学習館は、年次計画を策定し改修や解体を進めていきます。また、総合町民センターは老朽箇所の改修だけではなく、町民の利便性やニーズを高め、多世代交流複合拠点施設として整備します。

オ 文化活動や創作活動、環境保全活動等で活動している町民が地域学校協働本部に加わり、地域学校協働活動を支えるとともに、学校と地域が相互に関わり合い、学校を核として地域社会が活性化していくことができるように、一般の町民も学校の活動に協力し合える気運を醸成します。

### ③スポーツ

ア 従来からの競技スポーツに加え、気軽にできるスポーツやウォーキングなどの日常的に行われる運動を併せたスポーツ活動を定着させ、健康づくりを促進します。

イ 運動を楽しむきっかけづくりとして、本物に触れる機会の提供やスポーツ大会、教室・講座等の開催、総合体育館では、子供や中高齢者を対象とした運動教室を定期的で開催します。

ウ 各種スポーツ団体の活動の支援や指導者の育成とともに、専門的な知識を持つ指導員を配置します。

エ より体育施設の利用者を増やすため、野球場の防球ネット設置やテニスコートの他競技施設への転換を行います。

目 標		単位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	コミュニティ・スクール設置学校数	校	1	4
2	社会教育施設（総合町民センター・ふれあいの森情報館・ブナセンター）の利用者数	人	37,919	38,000
3	地域学校協働活動本部の加入者数	人	—	10以上
4	スポーツ施設（総合体育館・運動公園・スキー場）の利用者	人	39,411	40,000

## （3）計画

### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設 給食施設	学校給食センター整備事業 学校給食センター新築工事・外構工事・ 工事監理、旧学校給食センター解体工 事	町	
	(3)集会施設、体育施設等 公民館	町民センター管理事業 町民センター大規模改修工事・外構工 事・工事監理・実施設計・基本設計・耐 震診断	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	体育施設	体育館施設管理事業 総合体育館施設修繕・改修、備品購入	町	
		みどりの郷管理事業 みどりの郷パークゴルフ場施設修繕・ 改修、備品購入	町	
		運動公園施設等事業 野球場防球ネット設置工事、他競技場 改修、運動公園・町民プール・歌オフラ ワーガーデンパークゴルフ場施設修 繕・改修、備品購入	町	
		東山公園施設事業 東山スキー場施設修繕・改修、備品購入	町	
	その他	情報館運営事業 ふれあいの森情報館マネージャール施設 修繕・改修、備品購入	町	
		生涯学習館管理事業 熱郛地区生涯学習館校舎解体工事、豊 幌地区生涯学習館解体工事	町	
		ブナセンター管理事業 ブナセンター施設修繕・改修、備品購入	町	
(4) 過疎地域持続的発展 特別事業 義務教育	総合教育管理事業（コミュニティ・ スクール管理事業） 事業内容：地域住民や保護者が学校運営 協議会を通じ、学校運営に参画する。 地域の人材を活用する部活動指導員を 配置 必要性・事業効果：地域が協力して子育て に参画するコミュニティ・スクールを 運営することで、地域の特性を活かし た総合的な学習が実践できる。	町	当該施 策の効 果は将 来に及 びます	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
		<b>学校給食費助成事業</b> 事業内容：学校給食費の自己負担分を全額補助 必要性・事業効果：子育て家庭等の経済的負担を軽減することで、移住・定住しやすい、子供を産み育てやすい環境が整備できる。	町	
		<b>食育教育振興事業</b> 事業内容：有機野菜、地場産品、道内産品、黒松内町手づくり加工センターワ・ヴェールの製品等に対する児童・生徒の理解を深めるとともに、地場産品を学校給食に導入 必要性・事業効果：学校給食の質的向上とともに、児童・生徒の食に対する興味・関心を高め、食育教育の充実が期待できる。	町	
	(5)その他	<b>総合教育管理事業（教育支援管理事業）</b> 国際交流協力員、外国語講師配置、町営塾の運営	町	
		<b>生涯学習推進振興事業</b> 黒松内町生涯学習センター本部運営	町	
		<b>社会教育関連団体事業</b> 世界文化遺産・西予市交流体験学習	町	
		<b>保健体育振興事業</b> 町民スポーツ大会・スポーツ教室開催	町	
		<b>スポーツ団体育成事業</b> 黒松内町体育協会・スポーツ少年団本部支援	町	
		<b>スポーツ交流事業</b> 全道シニア&レディースパークゴルフ大会・硬式野球大会実行委員会事業支援	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校給食センターは、公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年度（2021年度）から令和4年度（2022年度）にかけて、新築移転する予定です。

町民センターについては、施設の安全性を大前提に、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替や施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を視野に、本計画期間中の事業実施を予定しています。

情報館、ブナセンター及び各地区の生涯学習館については、施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、建替や施設の多機能化、大規模修繕、統廃合を検討します。

体育施設については、施設の安全性を大前提に、長寿命化を柱として施設の維持管理を進めていきますが、老朽化の状況と利用者ニーズを考慮し、修繕や建替を視野に入れながら地域住民のコミュニティとして活用していきます。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ①地域づくり

本町では、黒松内町みんなで歩むまちづくり基本条例を平成22年（2010年）に制定し、人と自然が調和した質の高い環境のもと、誰もが健康で安心して暮らすことができるまちを、みんなで歩むまちづくりにより実現することを目指しています。

今後は、人口減少に伴う担い手不足やまちづくり活動への参加者に固定化がみられることから、町民の積極的な取組を促すための情報提供や啓発活動を進めていくことが必要です。

人口減少や価値観の多様化などにより、地域活動の担い手が不足し、地域内のつながりが希薄化していると言われていています。地域の活性化や防犯・防災、環境保全、福祉など様々な地域課題の解決に向けて、地域・団体・町がともに考え、取り組んでいくことが必要です。また、地域の活性化や課題解決にあたっては、それぞれの地域の特性や実情に即した活動が求められています。

本町では、地域づくりの基礎は人であり、地域のリーダーづくりが必要との考えから、社会教育の視点を用いて人づくり研修を実施しているほか、黒松内町地域づくり振興協議会を生涯学習センター内に設置し、各地区の生涯学習館等を拠点とした地域の元気づくり事業を推進しています。

また、地域においては、平成28年（2016年）8月に全区長により組織する区長連合会が発足し、地域相互の連携や諸活動の助長、防災対策などについて議論を深め、課題は共有化していますが、具体的な取組の実践が次のステップになっています。

今後は、将来にわたって持続可能な地域づくりが大きな課題となりますが、地域それぞれの考え方や実情を踏まえた上で、関係者みんなで地域づくりの具体策を検討し、行動していく必要があります。

### (2) その対策

#### ①地域づくり

ア 町民がまちづくりに主体的に取り組む機会をより広く周知し、施策に反映させるよう努めます。

イ 戸数の減少や高齢化等により町内会活動が停滞するなど、大きな課題を抱えている区と、区長連合会と一緒に具体的な解決方策を相談・協議していきます。

ウ 各地域にある地域づくり振興部会や地域づくり支援員の取り組みにより、学びのきっかけづくりとして身近で目的を共有しやすいテーマを設定し、地域の魅力や地域コミュニティを醸成します。

エ 町民の自主的な活動を支援し、町民一人ひとりが生涯に渡り充実した生活を送ることができるよう努めます。

	目 標	単 位	基準値	
			平成30年度 [2018年度]	令和7年度 [2025年度]
1	住民と行政との協働に関する町民満足度	%	29.6	29.6以上
2	各地区地域づくり振興協議会活動	回	43	40

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(3)その他	地域づくり活動事業 地域づくり支援員配置、地域づくり振興協議会、地域おこし協力隊配置、地域活性化推進事業	町	
		行政区振興事業 区長会議開催、行政区交付金	町	
		施設等整備維持事業 各集会所等維持補修・修繕工事	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

各集会所等は、公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化の状況と利用者状況やニーズに応じて、長寿命化を柱に、建替や複合化等を検討します。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

#### ①地域文化

芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となります。

本町では、黒松内町文化団体連絡協議会加盟団体に加盟する18団体が様々な文化芸術活動を行っており、町はこれらの町民主体の文化芸術活動を支援しています。また、毎年11月に総合文化祭、隔年で芸術鑑賞会を開催し、文化芸術の振興に努めています。

町内の文化財は、黒松内町文化財保護委員会を設置し、平成28年（2016年）から町民有志のグループとともに、町内2箇所では郷土品の保管を始めています。しかし、保管施設の老朽化が著しく、早急に新たな保管先の確保が必要ですが、指導者の確保や町民有志のグループの会員の高齢化などの課題もあります。

また、昔の貴重な写真や映像などの資料を保管し、現在の出来事を適切に収集記録しています。

平成5年（1993年）から始まった姉妹市愛媛県西予市（旧：野村町）との交流では、平成25年（2013年）に姉妹市町提携20周年事業として、災害時の相互応援協定を調印するなど、両市町の絆はますます深まっています。

### (2) その対策

#### ①地域文化

ア 各種サークル等が主体となった講座や行事の実施を支援するとともに、これらを担う人材の育成や体制づくりに努めます。

イ 講演会のほか、演劇や踊り、音楽の公演を定期的に行い、本物に触れることで町民が文化活動を身近に楽しめる機会づくりに努めます。

ウ 開拓時から伝わる北国の生活で培われた知恵、民具、遊び、食などの生活習慣も含めて、文化の資料を収集・保管し、これらを活用する機会を設け、北国の文化を伝承します。

エ 指定保存木の現況把握や収集した郷土品等の保存作業や台帳整備を行い、また、郷土品等は現在、生涯学習館に仮保管していることから、新たな展示・活用施設（未活用施設の利用を含む。）を整備します。

オ ブナがっつなげる姉妹市愛媛県西予市との交流を継続します。

カ 開拓時から歩んできた本町の歴史を絶やすことなく記録保存するため、町民から古い写真や資料を提供してもらい、また、現在の記録についても適切に収集し後世に残していきます。

目 標		単 位	基 準 値	目 標 値
			平成30年度 [2018年度]	令和7年度 [2025年度]
1	文化団体連絡協議会加盟団体数	団体	20	20

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興等	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化財管理事業 生活民具の収集・保存、展示・活用施設 の整備	町	
		文化団体連絡協議会事業 文化団体連絡協議会運営	町	
	(3) その他	姉妹市町提携交流事業 姉妹市町愛媛県西予市との交流	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

現在文化財は、豊幌地区生涯学習館等に保管していますが、施設の老朽化が進み、公共施設等総合管理計画では、今後の統廃合の方針があることから、利用者ニーズを考慮するなど、新たな保管場所を検討します。



## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

#### ①再生可能エネルギーの利用

黒松内町立黒松内小学校と黒松内町総合体育館の外壁に太陽光発電パネルを設置し、日中の必要電力の一部を補い、災害時にも有効利用していきます。また、個人の住宅においても省エネルギー化のため太陽光発電システムを設置する事例が徐々に増えてきています。

近年、町内で民間事業者による風力発電設備の設置が検討されています。風力発電は、二酸化炭素や有害物質を排出せず、環境負荷が少ないというメリットもありますが、風力発電機を設置するためには、風況や周辺環境への影響を配慮しなければならないなどのデメリットもあります。

### (2) その対策

#### ①再生可能エネルギーの利用

ア 黒松内町立黒松内小学校を中心としたエコスクールの学校づくりを通して環境教育を実践します。

イ 町民の省エネルギー化の取組を推進するため、住宅への太陽光発電システム導入に対して支援します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・エコライフ・エコエネルギー推進事業～自家用住宅に太陽光発電システムを導入する場合に支援します。

目 標		単 位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	再生可能エネルギー利用施設	箇所	2	2

### (3) 計画

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 1 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(1) 再生可能エネルギー 利用施設	太陽光発電システム管理事業 黒松内小学校・総合体育館設備維持	町	
	(2) 過疎地域持続的発展 特別事業 再生可能エネルギー利用	エコライフ・エコエネルギー推進事 業 事業内容：自家用住宅に太陽光発電シ ステムを導入する場合に支援 必要性・事業効果：町民の省エネルギー化 の取組による推進を期待できる。	町	当該施 策の効 果は将 来に及 びます

## 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ①自然環境保全

本町では、これらの優れた自然環境・景観の保全をはじめ、町民の環境美化運動の促進や不法投棄防止対策の推進、学校における環境教育の推進など、各種の環境保全施策に取り組んできました。また、これらの自然環境には多様な生物が生息しており、「自然と共存した持続可能な黒松内町の姿」を実現するため東京大学などの研究機関との連携により生物多様性・活用事業を推進してきました。

今後、こうした環境保全施策は、人々の定住・移住の促進や循環型社会の形成につながるものとして、本町のまちづくりにとって一層重要性を増すことが見込まれることから、町民・事業者との協働のもと、多面的な環境保全施策を総合的に推進していく必要があります。

一方、令和12年度末（2030年度末）開業予定の北海道新幹線札幌延伸に伴い、本町においてもトンネル区間で新幹線が通行します。北海道新幹線内浦トンネル（東川）工事で発生する残土には、自然由来の重金属が含まれているおそれがあることから、適切な対処が求められています。

#### ②景観

本町は、先人が守り続けた北限のブナ林、アユやヤマメの棲む朱太川などの優れた自然に恵まれ、農業の生業がもたらす牧歌的風景や四季を彩る草花樹木が心を和ませる素朴な農村風景を育んできました。これらの心安らぐ風景を次世代に引き継ぐため、黒松内町ふるさと景観条例を制定し、さらには、本町独自のふるさと景観形成事業奨励金制度を設けるなど、良好な景観形成のための取組を推進してきました。

平成21年（2009年）4月には、景観法に定める「景観行政団体」として黒松内町景観計画を策定し、景観を育む5つの基本方針を定めるとともに、市街地区域及びその他区域にそれぞれの基本方針を定め、本町の景観を守り育ててきました。

日本全国の町村とともに、農山漁村の景観や文化を守りつつ地域の自立を促す「日本で最も美しい村」連合には、「国の天然記念物 歌オブナ林」と「統一感のある農村風景」が本町の誇る地域資源として登録されています。

花を活かした美しい景観づくりを推進するため、黒松内町フラワー推進協議会の活動を支援し、町内のオープンガーデンの広報や花づくり講習会の開催、町外への視察研修などを行い、町民の気運を高めています。

しかし、今後は、耕作放棄地の増加により牧歌的風景の維持が困難になることや人口減少に伴う空き家の増加も予想され、特に放置された空き家はやがて廃屋となり本町の美しい景観を損ねてしまうため、リフォームなどによる有効活用や不良住宅の解体促進などの取組を進めていく必要があります。

### (2) その対策

#### ①自然環境保全

ア 環境の変化を見逃さないよう、関係機関と町民との協働の下、森林・河川などの長期モニタリングとともに、環境の悪化に適切に対処します。

イ 森林荒廃地、原野などに植林を進めるとともに、森林伐採後は植林を前提に少なくともかき起こしによる天然更新を誘導し、二酸化炭素の削減、水源涵養機能など地球環境に好影響を与える森林の維持に努めます。

ウ 北海道新幹線内浦トンネル（東川）工事で発生する残土は、旧豊幌町営牧場で受け入れますが、町でも独自の水質検査を定期的に行い、将来的にも地下水の汚染や土砂崩れなどが起きないように適切に対処します。

エ 学校における総合的な学習等の授業で、本町の自然環境や農業などを素材とした環境教育を行います。町民の観察会や講座、参加型環境調査による参加やボランティアへの協力を促

進めます。

オ 町内外の個人や関係団体との情報交換や学習会等の開催により、自然環境の情報発信や体験ツアー、自然環境保全活動を担う人材を育成します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・生物多様性保全・活用事業～黒松内町生物多様性地域戦略に基づき、歌才湿原保全再生事業やアユ生息調査・増殖支援、全国利き鮎会出品、内水面水産資源利用可能性調査などの事業を行います。
- ・里地里山再生保全事業～しまむらの森、東山植樹地、添別ブナ林等の整備保全や育樹祭を行います。
- ・環境管理事業～豊かな生態系を維持するために、朱太川水系河川水質調査や内浦トンネル東川工区残土処理に伴う河川水質調査を実施します。

## ②景観

ア 景観法を活用した景観計画に基づく一定の規制のもと、ヨーロッパの田舎のような統一感ある心やすらぐ美しい景観づくりを推進するため、景観ルールの周知徹底や景観づくりの誘導を行うとともに、景観修景に関する事業や廃屋の撤去に対しての助成を継続し、良好な景観形成を支援します。

イ 黒松内町フラワー推進協議会の活動を支援し、花に囲まれた美しい景観づくりを推進します。

ウ 本町の景観に対するこだわりを積極的に情報発信するとともに、地元の食、自然などの地域資源と景観を組み合わせ、ストーリー性を持たせるなどの付加価値を付け、滞在型観光や定住施策をはじめ様々な分野に活用します。

(過疎地域持続的発展特別事業)

- ・景観づくり推進事業～本町特有の牧歌的な農村風景を守るため、景観計画による景観規制や景観修景事業を実施します。

目 標		単 位	基準値 平成30年度 [2018年度]	目標値 令和7年度 [2025年度]
1	朱太川水系の水質調査回数	回	4	4
2	参加型環境調査の協力人数（ブナセンターさぼーたーず）	人	—	30
3	黒松内の景観に満足している人の割合	%	69	70

### (3) 計画

#### 事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<b>生物多様性保全・活用事業</b> 事業内容：黒松内町生物多様性地域戦略に基づき、歌才湿原保全再生事業、アユ生息調査・増殖支援、全国利き鮎会出品、内水面水産資源利用可能性調査などの事業を実施 必要性・事業効果：生物多様性の保全と活用が図られる。	町	当該施策の効果は将来に及びます
		<b>里地里山再生保全事業</b> 事業内容：しまむらの森、東山植樹地、添別ブナ林等の整備保全や育樹祭を実施 必要性・事業効果：里地里山の再生・保全活動を実践し、生物多様性の保全につなげるほか、企業との連携や里山資源の利活用による地域活性化が期待できる。	町	
		<b>環境管理事業</b> 事業内容：豊かな生態系を維持するため、朱太川水系河川水質調査や内浦トンネル東川工区残土処理に伴う河川水質調査を実施 必要性・事業効果：朱太川の水質汚染状況を把握し、水生生物の保護や安全・安心な水資源を確保することができる。 また、都市部における水質調査は行政の義務的な側面が強いが、本町では、将来を見据えた地域振興策の一つとして、貴重な水資源の保全を行っていく。	町	
		<b>景観づくり推進事業</b> 事業内容：本町特有の牧歌的な農村風景を守るため、景観計画による景観規制や景観修景事業を実施 必要性・事業効果：景観を守り育てることで、まちへの愛着が深まると共に、来町者への印象度が高まり、地域のイメージアップが期待できる。	町	

○事業計画（令和3年度～7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	第1次産業	<b>農業振興管理事業</b> 事業内容：施肥体系転換土壌分析推進事業、ジャガイモシストセンチュウ防疫対策事業、元気な農家チャレンジ支援事業、電気柵購入事業、新時代農業技術導入支援事業、農畜産物生産規模拡大拠点施設整備支援事業の実施 必要性・事業効果：町内農家が安定的な農業経営を行うことができる。	町	当該施策の効果は将来に及びます
		<b>ビーフ天国事業</b> 事業内容：ビーフ天国まるっと黒松内の開催 必要性・事業効果：一次産品の農産物はもとより各種加工品を含めた地場産品を広くPRし販売促進が期待できる。	町	
		<b>有機農業推進対策事業</b> 事業内容：良質堆肥町民還元事業、地力増進緊急対策事業の実施 必要性・事業効果：有機質資源の地域循環による畑地・草地の地力増進が期待できる。	町	
		<b>畜産農家振興対策補助事業</b> 事業内容：堆肥センター管理運営業務委託、酪農ヘルパー利用組合運営事業補助、町営牧場衛生対策事業補助、ようてい乳牛検定組合運営事業補助、堆肥センター利用組合運営円滑化事業補助、町営牧場利用促進対策事業補助の実施 必要性・事業効果：各生産団体の円滑な事業推進を図り、本町の畜産振興が期待できる。	町	
	商工業・6次産業化	<b>商工会運営補助事業</b> 事業内容：商工会運営支援、商店街主催イベント支援、くろまつないポイントカード事業、行政連携ポイント事業の実施 必要性・事業効果：黒松内町商工会や黒松内町商店街協同組合が実施する事業に対して助成することで、町外へ流出している購買層を呼び戻し、町民及び来訪者の購買意欲を喚起して商店街の活性化が期待できる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	観光	日本で最も美しい村づくり事業 事業内容：構成町村と連携し、「日本で最も美しい村連合」のブランドを広く発信 必要性・事業効果：町のイメージアップにつなげ、都市との交流を一層推進することができる。	町	
		観光協会運営補助事業 事業内容：観光協会運営補助事業の実施 必要性・事業効果：一般社団法人黒松内町観光協会の運営に関し、必要経費の不足分を補助することで、本町の観光を対外的にPRすることができる。	町	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	地方公共交通維持事業 事業内容：民間既存バス路線の確保 必要性・事業効果：地域住民の重要な公共交通機関である路線バスを確保することができる。	町	当該施策の効果は将来に及びます
		福祉バス管理運行事業 事業内容：福祉バスの運行 必要性・事業効果：交通弱者の生活に最低限必要な公共交通を確保し、日常生活の身近な足として利用できる。	町	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	児童福祉	乳幼児・児童生徒等医療給付事業 事業内容：乳幼児から高校生までの医療費自己負担分の助成 必要性・事業効果：子育て家庭等の経済的負担を軽減することで、子供を産み育てやすい環境が整備される。	町	当該施策の効果は将来に及びます
	高齢者・障害者福祉	お出かけサポート券事業 事業内容：高齢者等に温泉入浴とタクシー利用が可能な共通券の交付 必要性・事業効果：高齢者等の外出先での交流を促進し、身体面、精神面の両面で健康促進に大きな効果が期待できる。	町	
		高齢者世帯等除雪サポート助成事業 事業内容：在宅高齢者等が冬期間に除雪事業者等に委託する除雪費の一部を助成 必要性・事業効果：高齢者等の冬期間の除雪経費の一部を助成することにより、住み慣れた地域で持続的に在宅生活を送ることができる。	町	

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
	健康づくり	福祉バス管理運行事業 事業内容：福祉バスの運行 必要性・事業効果：交通弱者の生活に最低限必要な公共交通を確保し、日常生活の身近な足として利用できる。	町	
		保健活動管理事業 事業内容：胃がん・肺がん・大腸がん・前立腺がん・乳がん・子宮がんの各種検診のほか、ピロリ菌検査の実施 必要性・事業効果：がんの早期発見・早期治療に結び付き、健康寿命を延伸することで、住み慣れた家庭や地域社会で健康に暮らし続けることができるため、住民福祉の向上に資することができる。	町	
		予防接種事業 事業内容：定期予防接種・任意予防接種（小中学生の季節性インフルエンザ、未就学児の流行性耳下腺炎、65歳以上かつ定期接種年齢外の肺炎球菌感染症等）の助成 必要性・事業効果：高齢者や子供の免疫力強化による発病予防、まん延防止など、健康増進が期待できる。	町	
	その他	社会福祉協議会運営事業 事業内容：人口減少・少子高齢化が進む中、地域に居住する高齢者や子供たちが安心して暮らすことができるように本町の社会福祉の中核を担う黒松内町社会福祉協議会の運営を支援 必要性・事業効果：黒松内町社会福祉協議会が行う、在宅福祉支援事業、地域福祉推進事業に対して補助することで、地域福祉の向上が期待できる。	町	
8 教育の振興	義務教育	総合教育管理事業（コミュニティ・スクール管理事業） 事業内容：地域住民や保護者が学校運営協議会を通じ、学校運営に参画する。地域の人材を活用する部活動指導員を配置 必要性・事業効果：地域が協力して子育てに参画するコミュニティ・スクールを運営することで、地域の特性を活かした総合的な学習が実践できる。	町	当該施策の効果は将来に及びます

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
		<b>学校給食費助成事業</b> 事業内容：学校給食費の自己負担分を全額補助 必要性・事業効果：子育て家庭等の経済的負担を軽減することで、移住・定住しやすい、子供を産み育てやすい環境が整備できる。	町	
		<b>食育教育振興事業</b> 事業内容：有機野菜、地場産品、道内産品、黒松内町手づくり加工センタートワ・ヴェールの製品等に対する児童・生徒の理解を深めるとともに、地場産品を学校給食に導入 必要性・事業効果：学校給食の質的向上とともに、児童・生徒の食に対する興味・関心を高め、食育教育の充実が期待できる。	町	
1 1 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	<b>エコライフ・エコエネルギー推進事業</b> 事業内容：自家用住宅に太陽光発電システムを導入する場合に支援 必要性・事業効果：町民の省エネルギー化の取組による推進を期待できる。	町	当該施策の効果は将来に及びます
1 2 その他地域の持続的発展に関し必要な事項		<b>生物多様性保全・活用事業</b> 事業内容：黒松内町生物多様性地域戦略に基づき、歌才湿原保全再生事業、アユ生息調査・増殖支援、全国利き鮎会出品、内水面水産資源利用可能性調査などの事業を実施 必要性・事業効果：生物多様性の保全と活用が図られる。	町	当該施策の効果は将来に及びます
		<b>里地里山再生保全事業</b> 事業内容：しまむらの森、東山植樹地、添別ブナ林等の整備保全や育樹祭を実施 必要性・事業効果：里地里山の再生・保全活動を実践し、生物多様性の保全につなげるほか、企業との連携や里山資源の利活用による地域活性化が期待できる。	町	



持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
		<p><b>環境管理事業</b>            事業内容：豊かな生態系を維持するため、朱太川水系河川水質調査や内浦トンネル東川工区残土処理に伴う河川水質調査を実施            必要性・事業効果：朱太川の水質汚染状況を把握し、水生生物の保護や安全・安心な水資源を確保することができる。            また、都市部における水質調査は行政の義務的な側面が強いが、本町では、将来を見据えた地域振興策の一つとして、貴重な水資源の保全を行っていく。</p>	町	
		<p><b>景観づくり推進事業</b>            事業内容：本町特有の牧歌的な農村風景を守るため、景観計画による景観規制や景観修景事業を実施            必要性・事業効果：景観を守り育てることで、まちへの愛着が深まると共に、来町者への印象度が高まり、地域のイメージアップが期待できる。</p>	町	